



2007年5月21日 月曜日

## 国連気候変動枠組条約 第26回補助機関会合(SB26)および関連する会合

2007年5月7-18日

国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の第26回補助機関会合(SB 26)は、2007年5月7-18日、ドイツ、ボンのマリテームホテルで開催された。京都議定書の締約国で附属書I締約国による更なる約束に関するアドホックワーキンググループ(AWG)の第3回会合は、5月14-18日で開催された。このほか、「条約の実施強化により気候変動に対応するための長期的協力に関する対話(条約の対話)」の第3回ワークショップも5月16日と17日に執り行われた。

これらのイベントには、1800名を超える参加者が集まり、この中には1100名ほどの政府官僚、国連機関および組織、そして政府間組織やNGOsの代表として650名ほど、さらには57名のマスメディア代表で承認されたものが出席した。

SB 26では、科学・技術上の助言に関する補助機関(SBSTA)が、次の議題を取り上げた: 気候変動の影響、気候変動に対する脆弱性および適応に関するナイロビ作業プログラム、技術開発と技術移転、途上国における森林減少からの排出削減、方法論問題、気候変動の緩和。実施に関する補助機関(SBI)では広範な課題を検討、これには次のものが含まれた: 国別報告書、適応基金、2008-2009年の予算、気候変動の悪影響と対応措置の影響、およびキャパシティビルディング。

条約の対話および議定書のAWGは、2005年末モントリオールでのCOP 11およびCOP/MOP 1を起源とする。これらの会議で、参加者は2013年以降(京都議定書の第一約束期間が終了する)の枠組を検討し、気候変動に関する長期的な協力行動を考察する議論実施のための決定書を2件、採択した。ボンでは、AWGが政策、措置、技術の緩和ポテンシャルに関し議論するラウンドテーブルを開催、緩和ポテンシャルの分析およびAWGの今後の作業に関する結論書を採択した。対話のワークショップには、緩和と適応の両方に関する会合が含まれたほか、2007年8月にウィーンで開催される第4回の最後のワークショップについても議論された。

SB 26およびAWG 3では、2007年12月にインドネシアのバリ島で開催されるUNFCCCの第13回締約国会議(COP 13)および京都議定書の締約国の会合の役割を果たす締約国会議、第3回会合(COP/MOP 3)に付すべき、27件の結論書および6件の決定書草案が決定された。

通常のSB 26の会合に加えて、AWGと対話、多くのコンタクトグループおよび非公式協議が開催され、それぞれの議題に関し、補助機関会合での議論の進展を図った。4回のワークショップも予定され、それぞれ、自主的な約束に



関するロシア連邦の提案、および、都市計画と開発、産業と住宅・商業部門でのエネルギーの最終用途を含めたエネルギー効率、そしてクリーンな化石燃料と再生可能エネルギーを含めた電力生産という、3つの緩和関連の主題が取り上げられた。サイドイベントも多数開催された。(詳細については下記参照)

<http://www.iisd.ca/climate/sb26/enbots/>

SB 26がUNFCCCの歴史年表において目立つものとなる可能性は低い。それでも当面の作業課題を達成した会議とは言える、一定のモーメントを維持し、疑問点やアイデアを出す余地を提供し、将来を見据えて、バリ島においてさらに重要な問題を取り上げる時間を作るべく、技術的な問題、決まりきった問題を片付けることに成功した。

### UNFCCCおよび京都議定書のこれまで

気候変動は持続可能な開発に対する最も深刻な脅威の一つと考えられており、環境、人の健康、食料の安全保障、経済活動、天然資源、物理的なインフラへの悪影響が懸念される。人為的に発生する温室効果ガスの地球大気中濃度が上昇すると気候の変動を招くことで科学者の意見は一致している。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)によると、気候変動の影響はすでに観察されており、科学的な知見も迅速な予防活動が必要なことを示している。

気候変動に対する国際社会の政治的な対応は、1992年のUNFCCCの採択で始まった。UNFCCCは「気候系に対する危険な人為的干渉」を回避するべく大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的とした行動枠組を設定した。管理されるガスにはメタン、亜酸化窒素、そして特に二酸化炭素が含まれる。UNFCCCは1994年3月21日に発効、現在189の締約国が加盟する。UNFCCCの締約国は、通常、一年に一回のCOPで会合し、年二回、SBIとSBSTAの補助機関会合を行う。

**京都議定書:** 1997年12月、日本の京都でのCOP3に参加した参加者は、UNFCCCの議定書について合意し、先進国および市場経済以降国が排出削減目標を約束した。UNFCCCにおいては附属書I締約国として知られるこれら諸国は、6種類の温室効果ガスの排出量を2008-2012年(第一約束期間)に全体として1990年比平均5.2%削減することで合意し、各国がそれぞれ異なる特定の目標値を持つこととした。この議定書では、附属書I締約国が費用効果の高い形で各国の目標を達成できるよう、3種の柔軟性メカニズムも設置した、すなわち排出量取引システム、附属書I締約国同士の排出削減プロジェクトの共同実施(JI)、および非附属書I締約国で実施される排出削減を認めるクリーン開発メカニズム(CDM)である。締約国は、COP 3後、各国の排出削減方法、および排出削減量の測定方法に関し、多くの規則および運用規定について交渉を開始した。これまでに172の締約国が京都議定書を批准しており、この中には1990年の附属書I温室効果ガス排出量の61.6%に相当する附属書I締約国が含まれる。京都議定書は2005年2月16日に発効した。

**ブエノスアイレス行動計画:** 議定書の規則および運用規定を最終決定するための過程は、1998年のCOP4において合意されたブエノスアイレス行動計画(BAPA)として知られる文書で決定された。BAPAは、COP 6を、詳細の最終



決定とUNFCCCの実施を強化する期限として設定した。2000年11月、締約国は交渉を終結するべく、オランダのハーグでのCOP 6で会合した。交渉は成功せず、COP 6はドイツのボンで会合を再開する2001年7月まで中断された。さらなる審議の後、締約国はボン合意を採択した、この決定書は、京都議定書の実施に向けたハイレベルな政治的方向性を示すものであったが、一部の問題については文章を最終決定するに至らず、参加者は全ての決定書草案をCOP 7での最終決議に付すことで合意した。

**マラケシュアコード**: 2001年11月モロッコのマラケシュで開催されたCOP 7において、参加者は保留事項について合意に達し、マラケシュアコードにまとめた。このアコードは、第一回のCOP/MOPにおいて締約国により採択されるべき一連の決定書草案で構成され、柔軟性メカニズム、報告作成と方法論、土地利用・土地利用変化・林業(LULUCF)、京都議定書の遵守の詳細に関わる。このほかアコードでは、キャパシテビルディング、技術移転、気候変動の悪影響への対応、後発発展途上国(LDC)基金、特別気候変動基金(SCCF)、適応基金という3つの基金の創設など、途上国への支援問題も取り上げた。

参加者は、COP 8およびCOP 9においてこのマラケシュアコードを発展させ、多様な技術面での規則および手順を練り上げた。また締約国は、適応と緩和に注目する二つの新しい議題項目についても合意し、2013年以降の気候変動との戦いについて締約国がどのような約束をするかという複雑かつ微妙な問題に関する非公式な交渉をCOP 10で開始した。これらの協議の結果、2005年5月、政府専門家によるセミナーが開催され、気候変動プロセスが直面する広範な問題の一部に関する議論を開始した。

**COP 11とCOP/MOP 1**: COP 11とCOP/MOP 1は2005年11月28日から12月10日、カナダのモントリオールで開催された。締約国は京都議定書の運用規則で保留となっていたものに関する決定書について議論し、これを採択した、またマラケシュアコードも正式に採択された。さらに締約国は、2013年以降の約束を議論する過程についての決定書も議論しており、これには京都議定書の締約国で附属書1締約国による更なる約束に関するアドホックワーキンググループ(AWG)という新しい補助機関を設置する決定書も含まれた。

COP 11は、技術移転、途上国および後発発展途上国に対する気候変動の悪影響などの問題を取り上げ、またCOPはCOP 13まで、この問題に関する「対話」を行う一連のワークショップを開催、UNFCCCでの将来の行動についても検討することで合意した。AWGと条約の対話はそれぞれ2006年5月のSB 24と合わせ第1回の会合を開催した。

**COP 12とCOP/MOP 2**: 2006年11月、ケニアのナイロビで開催されたCOP 12およびCOP/MOP 2では、長期行動に関する議論と2012年に終了する京都議定書第一約束期間に続く期間での枠組に焦点が当てられた。これらの問題に対するアプローチについてはCOP 11とCOP/MOP 1で合意されており、同じアプローチがAWGおよび対話の会議でも引き続き適用された。さらに議定書9条の要求するところに従い、議定書のレビューでも会議が開催され、議定書の下での自主的な約束の承認手順に関するロシア連邦の提案についても手順の議論が行われた。ナイロビ会議



は、交渉妥結に向けた突破口を開いたわけではないが、2013年以後の将来の合意に向けた道筋を作る交渉において一つの通過点を記したといえる。

## 本会合の報告書

UNFCCC補助機関の第26回会合(SB 26)は5月7日月曜日に開会した。翌週5月14日、京都議定書の締約国で附属書1締約国による更なる約束に関するアドホックワーキンググループ(AWG)はその第3回会合を開始した。また締約国は、長期行動に関する条約対話の第3回ワークショップ(5月16-17日)で会合するとともに、セッション期間中のワークショップも数回、さらにコンタクトグループおよび非公式協議も多数開催された。これらの会合の結果、COPまたはCOP/MOPに付すべき27の結論書と6つの決定書草案が採択された。本報告書はSBI、SBSTA、AWG、条約対話の議題に基づく議論および成果をまとめるものである。

## 実施に関する補助機関

SBI議長のBagher Asadi (イラン)が5月7日朝、SBI 26を開会、参加者を歓迎した。UNFCCC事務局長のYvo de Boerは、就任後最初の8ヶ月間を振り返り、事務局の事務量が膨大となっていることへの懸念を表明した。同事務局長は気候変動に対する長期的な地球規模の対応には先進国による大幅な排出量削減、途上国による追加約束、行動へのインセンティブ、そして炭素市場強化による柔軟性を含めるよう求めた。

数カ国の締約国が開会ステートメントを発表、パキスタンはG-77/中国の立場で発言し、適応基金に関する進展を促し、京都議定書2.3条(政策措置の悪影響)および3.14条(対応措置の悪影響)、ブエノスアイレス作業計画、キャパシティビルディング、資金調達における進展を促した。

ドイツは欧州連合(EU)に代わり発言し、他の先進国がEUにならい、経済的に発展した途上国が「それぞれの責任と能力に応じて、適切な貢献を行う」なら、排出量を2020年までに1990年比30%削減するとのEUの約束を述べた。同代表は、炭素市場の拡大、国際航空ならびに海上輸送による排出量の議論、適応基金での進展を促した。

オーストラリアはアンブレラ・グループの立場で発言し、適応基金、自主的な約束に関するロシアの提案、AWGでの議論に焦点を当てた。

ナイジェリアはアフリカグループの立場で発言し、CDMプロジェクトの地域別配分の改善、非附属書1国別報告書への支援拡大を提案した。グレナダは、小島嶼国連合(AOSIS)の立場で発言し、適応基金、技術移転、対応措置における進展を支持した。モルディブは、後発発展途上国(LDCs)の立場で発言し、LDC専門家グループの作業、適応への資金供与、LFC基金の管理に注目した。

## 組織上の問題



締約国は5月7日朝、議題書のうちの二項目を保留することで合意した後、議題書(FCCC/SBI/2007/1)ならびに作業構成を採択した。これら二項目は締約国間で意見が一致していないものであり、一つは議定書3.14条(対応措置の悪影響)、もう一つは非附属書I締約国国別報告書に含まれる情報に関するものであった。

**議定書3.14条:**3.14条に関する議題項目での論争の的は、この議題項目がSBSTAの議題項目と重複しているかどうか、そして本議題書から除外すべきかどうかであった。EUは日本の支持を得て、議定書2.3条(政策措置の悪影響)に関するSBSTAの議題項目と重複することへの懸念を表明、一つの議題項目とすることを提案した。EUは、この二つの補助機関での重複という問題が解決するまで、コンタクトグループを設置しないよう求めた。しかし、サウジアラビアと他の諸国は、この二つの問題は別個であり、それぞれ別な議題項目とするべきだと述べた。

議長のAsadiは非公式に協議し、5月18日金曜日のプレナリーにおいて結果を報告、合意には至らなかったが、バリでのSBI 27において解決することを希望すると述べた。同議長は、手順規則草案に則り、この項目がSB 27の議題となることを指摘した。サウジアラビアは、一部の諸国が3.14条に關係する約束を満たそうとしていないことへの遺憾の意を表した。

**国別報告書の情報:** 保留された議題項目のもう一つは「条約非附属書 I 国の国別報告書に記載される情報」であった。この問題が最初に取り上げられたのはSBI 24で、アンブレラ・グループとEUがSBIに対し、非附属書I締約国の「全ての国別報告書、これには第二回国別報告書ならびに当てはまる場合にはそれ以降の国別報告書も含める」国別報告書記載の情報を検討するよう求めたことに端を発する。先進国はこの要請を条約10.2条(国別報告書の検討)に則ったものとの見方をとり、SBI 26において「これらの文書(FCCC/SBI/2006/MISC.12)に含まれる貴重な情報が活用され、非附属書I締約国によるこれらの文書の更なる改善に役立つ」ことへの希望を表明した。

しかしSBI 26において、G-77/中国は開会プレナリーでこの議題項目を含めることに疑問を呈し、この問題は、Asadi議長による協議を待って保留されることとなった。5月18日の閉会プレナリーでAsadi議長は、この議題項目を含めることでの合意に至らなかったことを報告した。同議長はこの問題をSBI 27の議題項目に含めるが、SBI 26においてこの項目を議題に入れておくかどうかの意見が一致しなかったとの脚注をつけると指摘した。

### **附属書 I 国の国別報告書**

この問題は5月8日火曜日のプレナリーで最初に取り上げられた。(FCCC/SBI/2007/INF.4およびFCCC/SBI/2006/INF.2) その後、Henriette Bersee (オランダ)とArthur Rolle (バハマ)を進行役とする非公式協議で議論された。議論の中心となったのは、議定書3.2条に則り、附属書I締約国が2005年までに提出するよう求められているそれぞれの約束達成の進展を実証する報告書であった。

非附属書I諸国は、非公開で非公式な議論において、1990年の基本年と比較した附属書I締約国の排出量の変化を国別の表に示すよう提案した。また非附属書I諸国は、附属書Iの排出量が増加傾向にあること、特に一部の締約国の排出量が大幅に増加していることへの深刻な懸念を表明する文言を提案した。附属書I諸国は当初この提案に



反対し、京都目標達成にむけたそれぞれの約束を強調し、附属書I全体としての排出量が減少していることを指摘した。しかし結局、締約国はSBI結論書およびCOP/MOP決定書草案に関する作業を終了し、これらの文書は5月18日のプレナリーで採択された。

**SBI結論書:**この結論書(FCCC/SBI/2007/L.17)において、SBIは、附属書I締約国のうち進展を実証する報告書の締め切りに間に合わせた国が8カ国に過ぎなかったことを特記する。

**COP/MOP決定書草案:**このSBI結論書に付随するCOP/MOP決定書草案(FCCC/SBI/2007/L.17/Add.1)は次のことを認める:

- ・ 附属書I京都締約国での政策措置の策定および実施、ならびに排出量削減における進展;
- ・ 附属書II京都締約国での途上国に対するキャパシティビルディングおよび技術移転の協力提供における進展;
- ・ 附属書I諸国の集約排出量の減少、ただしその主なものが市場経済移行国(EITs)での排出量減少の結果であることを指摘し、一部の附属書I締約国が排出量を基本年度以上に増加していることも指摘する、さらに
- ・ 附属書IIに含まれる全てのEITs、ならびに他の附属書I締約国のうち数カ国が政策措置の実施により京都目標を達成できる見込みであるが、他の諸国では目標達成のため追加の行動が必要であることを指摘する。

このCOP/MOP決定書草案は、附属書I締約国に対し、温室効果ガスの排出量を削減し、資金援助およびキャパシティビルディングへの援助を提供するため、努力を続けること、また「当てはまる場合にはさらに強化する」ことを提案する。またこの決定書草案には、附属書Iの合計排出量のうちLULUCF分を除いたデータを国別に表記し、これには1990年の基本年と比較した2003年または2004年での変化も含めた附属書を付けることとする。

### 非附属書 I 国の国別報告書

非附属書 I 国別報告書に含まれる情報に関する議題項目は保留とされた(上記、組織上の問題の項目を参照)が、専門家諮問グループ(CGЕ)での作業および資金援助および技術援助の提供に関する議題項目は、5月7日月曜日のSBIプレナリーで取り上げられ、その後Kristin Tilley (オーストラリア)とArthur Rolle (バハマ)が進行役を務める非公式協議で議論された。(FCCC/SBI/2007/3, 6, 7, 10, 10 Add.1, およびINF.2) CGЕの技術報告書に対する適切な反応について、また地球環境ファシリティー(GEF)の非附属書I報告書作成に関する資源割当枠組への影響を含めた資金援助および技術援助の提供に関して、ある程度の意見の違いが見られたが、これらの意見の相違はグループの中で解決され、締約国は、5月18日、結論書を採択した。

**SBI結論書:**CGЕの作業に関する結論書(FCCC/SBI/2007/L.13)において、SBIは特に次のことを記載する:

- ・ 3つのCGЕ報告書を賞賛し、これらが今後の国別報告書改善に役立つ可能性があることを指摘する;
- ・ CGЕ報告書に関する資料を作成し、関連する専門家に配布するよう事務局に要請する;
- ・ 締約国に対し、CGЕの権限および委託条件に関する見解を提出するよう改めて要請する;
- ・ 非附属書I締約国に対し、クロスカッティングなテーマのテンプレートにある表を自主的に利用するよう求める。



資金援助および技術援助の提供に関する結論書(FCCC/SBI/2007/L.12)において、SBIは、GEFに対し、第二回の国別報告書およびそれ以降の国別報告書に対する資金供与の方法ならびに資金源についてSBI 27に情報を提供し、さらに国別報告書への資金供与に係る手順上の変更に関する説明も行うよう特に求めるとともに、締約国に対し、GEFならびにその実施機関による国別報告書作成への資金援助提供における経験の現状について、見解を提出するよう求める。

### 資金メカニズム(条約)

**LDC基金:**この問題は、5月7日月曜日のプレナリーで最初に議論された。その後David Lesolle (ボツワナ)が進行役を務める非公式協議においても取り上げられた。

非公式協議は短時間のものであった。SBI 26において、オーストラリアはこの基金に対し750万豪ドルの提供を約束し、ニュージーランドは最近180万ニュージーランドドルを寄贈したことを指摘し、2006年の供与金を再度提供したと述べた。締約国は5月18日この問題に関する結論書を採択した。

**SBI結論書:**結論書(FCCC/SBI/2007/L.2)において、SBIはGEFの作成した「LDC信託基金におけるNAPAs実施への資金供与プログラミングペーパー」と称する文書に留意し、この基金に対し、1.2億米ドルの資金供与が約束されていることを指摘する。またSBIは、GEFが国家適応行動計画(NAPA)の活動実施に対する追加資源の集積努力を続ける必要性を認識し、NAPAs実施に関する情報を含めた文書の提出を求め、LDC専門家グループに対し、NAPAs実施での経験を集積する会議を検討するよう求める。

### 資金メカニズム(議定書)

**適応基金:**この問題は5月8日火曜日のプレナリーで最初に取り上げられ(FCCC/SBI/2007/MISC.2)、Jukka Uosukainen (フィンランド)とOsitadinma Anaedu (ナイジェリア)を共同議長とするコンタクトグループに委託された。参加者は3回のコンタクトグループ会議を開催し、非公式協議も数回開催した。

第一週では、議論の中心は適格性基準、優先分野、CDMの収益の一部を金銭化し当該基金に振り向けることであった。参加者は、ここでの成果が適応基金に関する一連のパッケージの一部となること、他の要素、特に組織上のアレンジに関する要素を補う交渉文書としてバリーに送ることで合意した。

適格性基準に関し、EUとEnvironmental Integrity Group (環境十全性グループ: スイス、メキシコ、韓国、モナコ、リヒテンシュタイン)は、この基準は非附属書I締約国、「特にきわめて脆弱な諸国」を対象とするべきであると提案した。G-77/中国は、「京都議定書の締約国である途上国で特に脆弱な」国という表現を好んだ。合意された表現は、適応コストへの言及を除くと、議定書12.8条で用いられるものに相似する。参加者は、EUの提案した「適応の全コスト」という表現ではなく、ツバルの提案した、資金供与は「適応のコストを満たすことを支援する」という表現で合意した。

優先分野に関し、参加者はどの「買い物リスト」を用いるか、またこのリストをどれだけ詳しいものと刷るべきか、議論した。G-77/中国は、「各国が優先するものとして明らかにしたプロジェクトならびにプログラム」との表現を示し、またいくつかの可能な事例のリストを提供した。EUは、決定書5/CMP.2への言及を提案し、環境十全性グループは決定書5/CP.7への言及と、他の関連する決定書で「優先するものとして明らかにされた分野」との表現を提案した。合意された文章は、適格な諸国が規定する優先分野に言及するものとなった。

収益の一部(share of proceeds)の金銭化についての議論で、焦点となったのは、適応基金を運用する法人がその収入を「最大限」にするべきか、それとも「最適化」するべきか、そして受容可能なリスクの範囲とは何かといった詳細に関するものであった。

第二週の初めで、参加者は組織上のアレンジに関する簡単な意見交換を行ったが、これらの問題に関して交渉しようとはしなかった。逆にバリでの議論の要点に関する附属書を付けることで合意した。

また参加者はSBIの結論書についても検討した。ツバルは、小島嶼後発途上国(SIDS)のための特別な資金供与窓口をとの自身の提案が反映されていないことへの失望感を表明した。この結果、参加者はバリで検討される問題の範囲を広げるよう、結論書の文言の一部を修正することで合意した。

**SBI結論書:** SBIは、この結論書(FCCC/SBI/2007/L.14)の中で、関係する組織(GEF)から適応基金の運用方法に関する文書提出があったことに留意し、またSBI 27における組織上のアレンジに関する議論での要点をいくつか含めた共同議長のパーパーについても指摘した。さらにSBIは、資源が利用できるようであれば、SBI 27の前に締約国間の協議を行うことを企画し、SBI 27では「特に」交渉文書草案および共同議長パーパーに基づき審議を続けることで合意する。

またこの結論書には、COP/MOP決定書草案のための交渉文書を付けた附属書が含まれており、特に次のことを指摘する:

- ・ 京都締約国である途上国で「気候変動の悪影響に特に脆弱な」国は、適応基金から資金供与を受ける資格がある
- ・ この資金供与は、具体的なプロジェクトおよびプログラムで「国が主導して行われ」、適格な締約国の「ニーズ、意見、優先度に基づく」ものに提供される
- ・ この基金を運用する組織は、基金に付された認証排出削減量を金銭化する責任を負う
- ・ この金銭化は、予想される収入の流れを確保し、収入を最適化し、透明性があり、費用効果の高いものでなければならない、さらに
- ・ COP/MOPは「その第XX回会合においてこの基金に関係する全ての問題を」再検討する。

結論書の附属書IIIには、組織上のアレンジに関する議論の要点が記載され、また次の項目が含まれる:  
COP/MOPの役割、統治機関、意思決定プロセス、受託者、実施機関、レビュー。





## 条約第6条

5月7日月曜日の開会プレナリーにおいて、SBI 26は、教育、訓練、啓発を扱う条約6条のためのニューデリー作業プログラムに関する締約国の意見を示した報告書 (FCCC/SBI/2007/MISC.3 and Add.1)を検討した。その後、Marie Jaudet (フランス)が非公式協議を開催、ニューデリー作業プログラムのマンデートが終了する2007年以降の戦略手法策定に焦点を当てた。締約国はニューデリー作業プログラムを有用な手段として賞賛し、多くの締約国が、新しいプログラムを策定するのではなく、現在の作業プログラムを強化するよう提案した。ロシア連邦が世界気象の日に言及する文章を挿入した上で、SBIは、5月18日、この問題に関する結論書を採択した。

**SBI結論書:**この結論書(FCCC/SBI/2007/L.11)の中で、SBIは、明らかにされたギャップやニーズに対処するよう調整した上で、ニューデリー作業プログラムを延長することで合意する。またインターネットリソースであるCC:iNEtを新しい開発段階にもっていくこと、SIDSのニーズに関する地域ワークショップを2007年後半にセントルチアで開催することも合意する。

## UNFCCC4.8条および4.9条の実施

**決定書1/CP.10実施の進展:**この問題は5月7日月曜日のSBIプレナリーで最初に取り上げられたが、G-77/中国の立場で発言したパキスタンによる明確化の要請と、決定書1/CP.10 (適応策と対応措置に関するブエノスアイレス作業計画)の実施において、4.8条(気候変動の悪影響)と4.9条(対応措置の実施の影響)を別題として小項目での分離を行うことに対するサウジアラビアの反対があったことで、保留とされた。事務局は、この二つの小項目を分けることの正当性を説明し、地域ワークショップの結論に続いて、悪影響が初めて考察されることを指摘した。EUとAOSISは、別々に考察することを支持したが、サウジアラビアはこれに対する反対を続けた。Asadi議長による非公式協議が成功し、参加者は、主な題目は保持するものの「気候変動の悪影響」および「対応措置の実施の影響」に言及する二つの小題は両方とも削除することで合意した。

その後SBIは、小題なしでこの議題項目を正式に承認し、Philip Gwage (ウガンダ)とShayleen Thompson (オーストラリア)を共同議長とするコンタクトグループを設置した。コンタクトグループにおいて、米国は、決定書1/CP.10の下での適応に関する専門家会合および地域ワークショップの成果をまとめた統合報告書(FCCC/SBI/2007/14)にはいくつかの優れたアイデアが含まれているが、必ずしもその全てがSBIで行動できるものではないと指摘した。非公式会議の席上、いくつかの締約国から、「更なる行動に関係する要素を考慮に入れる」との言及があることについて疑問が出された、これは決定書1/CP.10において、締約国に対し、地域ワークショップおよび専門家会合の成果に特に留意することが要請されているためである。悪影響と対応措置に関係する可能性のある要素を提示する附属書一つが、SB 27で検討される共同議長からの「インプット」に含まれた。

この問題に関する結論書は、5月18日、SBIにより採択された。

**SBI 結論書:**この結論書(FCCC/SBI/2007/L.16)の中で、SBI は、この問題に関する審議を SB1 27 でも継続し、地域

ワークショップ、専門家会合、および会合前の専門家会合での成果を考慮に入れること、この中には COP 13 においてどのような更なる行動が求められるかを考慮に入れた上で、更なる行動として可能性のある要素も含めることで合意した。

**後進開発途上国に関する問題:** この議題は 5 月 7 日月曜日の SBI 26 で取り上げられた。(FCCC/SBI/2007/12) 事務局はこの議題項目について報告し、参加者は David Lesolle (ボツワナ)を任命、非公式協議を行うことで合意した、この結果、5 月 18 日、結論書が採択された。

**SBI 結論書:** 結論書(FCCC/SBI/2007/L.3)において、SBI は 2007 年 5 月 1 日時点で 15 件の 15 NAPAs が事務局に提出されたことを歓迎し、NAPAs が未提出の諸国には、時宜を得た形で提出するよう強く勧める。また SBI は LDC 専門家グループの 2006-2007 年度作業プログラムでこれまでに実施された要素に留意した。

#### **条約の下でのキャパシティビルディング(能力向上)**

この問題は 5 月 7 日月曜日の SBI 26 で最初に取り上げられ、日本は条約と議定書で活動に重複が生じることを避ける必要があると強調し、米国は事務局の報告書に示された課題取組みの順序よりもさらに論理的な順序があると述べた。(FCCC/SBI/2007/5) Crispin d'Auvergne (セントルシア)および Helmut Hojesky (オーストリア)が非公式の協議を行い、この問題に関する結論書を作成した、この結論書は 5 月 18 日のプレナリーで採択された。

**SBI 結論書:** この結論書(FCCC/SBI/2007/L.8)において、SBI はキャパシティビルディングの枠組み実施における報告作成およびモニタリングにおいて利用可能な様式に関する事務局の報告書を留意し、毎年の統合報告書作成を要求する。また SBI は 2 日間のワークショップにおける注目点を紹介し、事務局に対し、このワークショップの成果に関して SBI 27 に報告するよう求める。結論書には附属書が含まれ、これにはキャパシティビルディングのモニタリングに関する年次報告書作成のためのまとめの表が含まれる。

#### **議定書の下でのキャパシティビルディング**

SBI は 5 月 7 日月曜日のプレナリーでこの問題を取り上げ、事務局から報告書が提出された。(FCCC/SBI/2007/5) EU は報告書作成の負担が新たに創設されることに警告を發し、Crispin d'Auvergne (セントルシア)と Helmut Hojesky (オーストリア)が非公式の協議を行って結論書草案を作成、この結論書は 5 月 18 日のプレナリーで採択された。

**SBI 結論書:** its SBI はその結論書(FCCC/SBI/2007/L.9)において事務局に対し、キャパシティビルディング活動に関する締約国の提出文書ならびに関連する多国間および二国間組織および民間部門の報告書を毎年まとめるよう求め、これを条約の下でのキャパシティビルディングに関する報告書と合わせ提出するよう求める。また SBI は、COP/MOP が締約国に対し非附属書I締約国、特にアフリカ諸国、LDCs、SIDS を支援する措置の実施を継続すること、またアフリカ地域に CDM プロジェクトを勧誘できるようにこの地域のキャパシティビルディングを行うよう求めたことを想起する。



## 遵守

「遵守に関する手順とメカニズムについての京都議定書の改定」に関する議題項目は5月8日火曜日のプレナリーで簡単に上げられた。Asadi 議長が結論書草案を提案すると発言し、SBI は SBI 27 における議題として審議を継続することで合意した。

**SBI 結論書** SBI は文書としての結論書を採択することはなかった。しかし、5月18日の閉会プレナリーにおいて SBI はこの問題を SBI 27 でさらに審議し、その会合でこの問題の審議を終了することで合意した。

## 国際取引ログ

国際取引ログ (ITL) は京都議定書の下での炭素クレジットの取引に関する国内登録簿間での自動的な照合を行うコンピューターシステムであり、5月8日火曜日の SBI 26 プレナリーで、最初に議論された。事務局は ITL 実施の進展状況について参加者に簡単な報告を行い、ITL ソフトウェアの開発および展開状況に留意した。(FCCC/SBI/2007/INF.3) Both the EU および G-77/中国の立場でチリは、ITL の時機を得た実施について懸念を表明し、ITL は 2007 年末には完全に機能するものでなければならないと付け加えた。また EU は ITL に関する詳しい予算の情報を求め、スイスは資源の問題を考慮する必要があると述べた。

その後この問題は Shuang Zheng (中国) が進行役を務める非公式協議にゆだねられた。ここでの議論は ITL 実施に関する SBI 結論書草案の速やかな提案を生むこととなった。これらの結論書に加え、ITL から派生した予算問題、特に締約国からの供与額の規模に関し議論するさらに縮小した小グループでの交渉が行われた。これらの交渉は予算交渉の一部として Helen Plume (ニュージーランド) が進行役を務め、本報告書では 2008-2009 年予算のセクションで取り扱う。

On 5月18日、Shuang Zheng は ITL の予算以外の問題に関する協議がまとまったと報告した。同代表は建設的な議論が行われたことを指摘、ITL と登録簿システムとの試験運用の進展を指摘するとともにまだ必要な作業があることを認める結論書で合意したと述べた。締約国はこの文書をそのまま採択した。

**SBI 結論書:** SBI はその結論書 (FCCC/SBI/2007/L.15) において、事務局が ITL 管理者として ITL を実施し、附属書 B 締約国がそれぞれの国内登録簿と接続できるようにしたことを賞賛した。SBI は締約国に対し、できるだけ速やかに 2007 年 12 月を過ぎない時期までにそれぞれの国内登録簿の運用を開始し、認証排出削減量 (CERs) が時宜を得て提供できるようにすることを強く求めた。また SBI は事務局が ITL を実施し運用するよう十分な資源を利用可能とすることの重要性を再度述べた。

## 政府間会合のアレンジ

この問題は 5月7日月曜日のプレナリーで最初に取り上げられた。(FCCC/SBI/2007/9) その後 Outi Berghäll (フィンランド) を議長とする二回のコンタクトグループ会合でも議論された。議論の焦点はバリ会議で

IPCC AR4 をどのように扱うかであった。Berghäll 議長は AR4 を COP13 と COP/MOP 3 の両方で議題に含め、合同のハイレベルセグメントでも検討するとの計画を紹介した。また同議長は意見の表明があれば事務局による暫定議題書の作成を助けることになるが、最終的な議題はバリで採択されることになることを説明した。

サウジアラビアは G-77/中国の立場で発言し、IPCC 第三次評価報告書の前例に注目、AR4 を SBSTA 27 で検討することへの支持を表明した。EU とニュージーランドは COP/MOP で IPCC 評価報告書を検討した前例がないことを指摘し、COP と COP/MOP の議題書に AR4 を含めることへの支持を表明した。

AR4 をハイレベルセグメントで検討するとの提案に関し、米国は会議のこの部分でこのような特定の議題項目を通常取り上げるものかどうか疑問であるとした。ニュージーランドはこれに対し、これまでの COP でもさまざまな問題がラウンドテーブルで議論されたことを想起した。サウジアラビアは SBI として各国の閣僚および代表団の長が国のステートメントの中に何をに入れるか指導を行うべきではないと指摘し、参加者もステートメントの中で AR4 に言及することを求めた文章は削除することで合意した。しかし締約国はハイレベルセグメントの中に AR4 に関するプレゼンテーションを含めることを提案することで合意した。締約国は 5 月 18 日結論書を採択した。

**SBI 結論書:** SBI はその結論書 (FCCC/SBI/2007/L.7) において、他の事項と共に次のことを行う:

- 事務局に対し COP 13 および COP/MOP 3 の暫定議題書に関する意見表明に留意することを求める、
- COP 13 と COP/MOP 3 のハイレベルセグメントに IPCC による AR4 のプレゼンテーションを含めることを推奨する、
- 事務局に対し、国連のシステムにおけるオブザーバー組織の参加促進に関する関連グッドプラクティスを取り入れ、モニタリングを行い、遅くとも SBI 30 までには報告するよう求める。

**COP 決定書草案:** COP はその決定書 (FCCC/SBI/2007/L.7.Add.1) において COP 14 (ポーランドのポズナン、2008 年 12 月) と COP 15 (デンマークのコペンハーゲン、2009 年 11 月—12 月) の日程と場所を特定し、2012 年の会議日程を設定する。

### **管理、資金、組織上の問題**

**2006-2007 年の予算実績:** この項目 (FCCC/SBI/2007/INF.1 and INF.5) は 5 月 7 日月曜日の SBI プレナリーに提出された。議長の Asadi は締約国と結論書草案について非公式に協議することを指摘、この結論書草案は 5 月 18 日に採択された。

**SBI 結論書:** この結論書 (FCCC/SBI/2007/L.4) において SBI は 2006 年 12 月 31 日時点での 2006-2007 年の二年間予算に関する中間収支報告書に留意した。また 2007 年 4 月 30 日時点での資金供与状況に留意し、期限内に基幹予算への資金供与を行った締約国に謝意を表明するとともに、UNFCCC プロセス参加のための信託基金および補助活動のための信託基金に自主的な資金供与を行った締約国にも感謝の意を表した。加



えて SBI は資金供与の未納があること、特に数年間にわたる未納があることへの懸念を表明し、まだ資金供与を行っていない締約国に対し、可能な限り速やかに供与を行うよう強く求める。

**2008-2009 年二年間のプログラム予算:** 5 月 7 日 SBI のプレナリーで、UNFCCC 事務局長 Yvo de Boer はこの二年間の作業プログラムを紹介し、途上国への支援強化、炭素市場支援のための事務局の能力向上、条約および京都議定書への支援強化に焦点を当てた。この中で事務局は 3.3% の増額となる 5530 万ドルの予算を提案した。(FCCC/SBI/2007/8 and Add.1 and 2) この予算案は Harald Dovland (ノルウェー) を議長とするコンタクトグループと非公式会議で審議した。長時間かつ詳細にわたる交渉となり、事務局は数回にわたり予算原案の修正を求められ、その後合意するにいたった。

米国、日本、ロシア連邦は当初名目ゼロ増額を希望したが、ナイジェリアは G-77/中国の立場で発言し、原案より減額することに反対し、非附属書 I 締約国に向けた活動に影響を与えるような予算の減額を避けるよう求めた。米国は議定書と条約間でのコスト配分に関する明確化を求めた。

交渉では新しい記録管理システム設置提案の予算への影響が特に問題となった。参加者はこの項目での減額を提案した。事務局はいくつかの減額シナリオを提案したが、締約国はさらなる減額が可能であるとの意見を表明した。5 月 15 日火曜日、事務局は 1,754,900 米ドルの減額シナリオを示す予算表を配布し、既に行われたコスト減額措置を明らかにした。G-77/中国は一定の柔軟性を示す可能性がある分野を明らかにし、米国は名目ゼロ成長の希望を改めて表明したが、妥協する意思があることも表明した。最終的なコンタクトグループ会議において、参加者は 0.99% の増加を示す 54,031,584 米ドルの基幹プログラム予算を承認した。また最終的な予算案では国際取引簿に関する締約国の料金支払いの詳細が反映され、このことは Helen Plume (ニュージーランド) が進行役を務める追加的な「議長の友人 (Friends of the Chair)」の協議でも議題となった。結論書と COP 決定書草案は 5 月 18 日に SBI により採択された。

**SBI 結論書:** SBI は結論書 (FCCC/SBI/2007/L.18) において 54,031,584 米ドルの基幹プログラム予算を承認するよう COP 13 に提案し、事務局長に対し、ホスト国政府からの特別供与金 €766,938 と、前期の未使用供与金残高 (繰越金) からの年間 100 万ドルの引当金を念頭に入れ、各締約国にそれぞれの 2008 年供与割当額を通知する権限を事務局長に与える。また SBI は事務局長に対し、関連のある締約国での国内登録簿との接続料および ITL の利用料として 2008 年分の年間料金を通知する権限を与える。これに加えて、SBI は事務局に対し、将来の予算案を作成する際にはその前の 2 年における水準と様式において、予算案をタイムリーに提示するよう要請する。

**COP 決定書草案:** 決定書草案 (FCCC/SBI/2007/L.18/Add.1) において COP は 2008-2009 年の二年間プログラム予算を承認する、その金額は 54,031,584 米ドルとする、またホスト国であるドイツに対し毎年の €766,938 の供与に感謝し、残高から 200 万ドルの引き出しを承認し、2008 年および 2009 年の資金供与に関する分担金の指標を採択する。



**COP/MOP 決定書草案:** 決定書草案 (FCCC/SBI/2007/L.18/Add.1)において、COP/MOP は本決定書の附属書に示す 2008 年および 2009 年の供与金算定基準を採択する、これは表示供与金の 36.8%を対象とする。また COP/MOP はプログラム予算案に示された 2008-2009 年の ITL 管理者に関係する活動について必要な資源に留意する。

**条約資金手順 7(C) 項の実施:** 5 月 7 日月曜日の SBI プレナリーにおいて事務局は、参加者用信託基金において適格な締約国への資金を留保するという慣習が基幹予算への供与額にも、信託基金による資金援助を利用した締約国の数にもほとんど影響していないと報告した。(FCCC/SBI/2007/4) 議長の Asadi は非公式の協議を行い、その後 SBI はこの問題に関する結論書を 5 月 18 日に採択した。

**SBI 結論書:** 結論書(FCCC/SBI/2007/L.5)において SBI は、適格な締約国が 2 年以上も基幹予算への資金供与を怠っていた場合、その締約国に対して UNFCCC プロセス参加のための資金提供を保留するという慣習を指摘し、この慣習は基幹予算への資金供与額の支払いにも、UNFCCC プロセスへの参加のための信託基金による資金援助を利用する締約国の数にもあまり影響がないと結論する。このため SBI は、事務局に対し、この慣習を継続せず、さらに催促状の発行など「別な手段をとることにより」、締約国に基幹予算に関する約束を果たすよう求めることを要請する。

**本部協定の実施:** この議題項目は 5 月 7 日月曜日の SBI プレナリーで議論され、ドイツはボンでの新しい国連キャンパスに関する問題について締約国に最新の情報を提供し、た。Asadi 議長が結論書草案を作成した。この結論書は 5 月 18 日のプレナリーで採択された。

**SBI 結論書:** 結論書(FCCC/SBI/2007/L.6)において SBI は、ボンの国連キャンパスでの事務局の事務所への便宜についてホスト国政府が行った進展説明のステートメントに留意し、事務局長に対し、SBI 28 で本部協定の実施におけるその後の進展情報を報告するよう求める。

**特権と免責:** 京都議定書の構成組織に務める個人に対する特権と免責の問題は 5 月 8 日火曜日に最初に取り上げられた。SB 26 で締約国は京都議定書メカニズムへの参加を求める民間および国内の組織から文書による同意書を得ることの影響結果と資源面への影響に関する問題を検討した。これらの同意書ではそれぞれの組織が構成組織に務める個人に対しクレームを起こすのは COP/MOP 決定書に則った場合のみであると記述する。また締約国は、民間の国内組織との紛争もしくはクレームに直面した構成組織のメンバーを事務局が支援するための資源への影響を含めた影響結果も検討した。(FCCC/SBI/2006/21) これらの問題は主に Paul Watkinson (フランス)を議長とするコンタクトグループで議論された。

コンタクトグループで取り上げられた問題の主なものとしては、紛争解決メカニズムがないこと、また免責がないという基本的な問題に対処するため、短期のまた長期の措置を実施することが挙げられる。EU は、これらの組織に務める個人を対象とする紛争や苦情、クレームのリスクを最小限にするため行動をとる権限を事務局長に与えるという決定書 9/CMP.2 に示すとおり短期的な措置を中心にするよう希望し、2013 年以降の法的なア

レンジに関する議論においては法的拘束力のある措置を検討するよう主張した。G-77/中国は法的な拘束力のあるメカニズムを希望したが、カナダは、事務局と締約国との二者間協定の締結そして／または関連する国内法制の施行を認めることを希望した。また EU は、どのような行動をとるかを明らかにする前に、他の国連機関での慣習とリスクの保障可能性に関係する事務局のテクニカルペーパーの結論を検討する必要があることを強調し、ブラジルは、議定書メカニズムに参加する団体に対し正式な宣言書の提出を求め、それによりクレームが COP/MOP 決定書に則り行われることとし、そのようなクレームに対処するため、特別なアドホックレビューチームを結成することとなる文章を提示した。

この問題に関する結論書は、ブラジルの提案(FCCC/SBI.2007/MISC.4)を付録とした上で最終決定され、5月18日、SBIにより採択された。

**SBI 結論書:**結論書(FCCC/SBI/2007/L.10)において SBI は次のことを行う:

- 京都議定書の下で設立された構成組織の議長に対し、当該構成組織またはその組織に務める個人に関し発生した懸念または問題に関する情報を当該構成組織から COP/MOP への報告書に含めることを確認するよう求める。
- 事務局に対し、他の国連機関の組織上の特権と免責に関する法的な枠組みおよび慣習を検討し、クレームに伴うコストに対する保険付保の実施可能性を検討してその結果に関するテクニカルペーパーを作成するよう要請する。
- 決定書 9/CMP.2 がそのような組織に務める個人の免責に関する基本的な問題に対処していないと認識する。

### その他の問題

他の問題という議題項目においては二つの問題が取り上げられた。最初のもは英国がその国別報告書の中で、フォークランド諸島／アルゼンチン名:マルビナス諸島などの南大西洋の島々を含めていることについて、アルゼンチンから異議申し立てがあったことに関係するものであった。第二の問題は異なる専門家グループ間での活動を調整するための会議に関する SBI 議長 Asadi からの最新状況報告であった。

**英国国別報告書:** 5月8日の SBI プレナリーにおいて、アルゼンチンは英国がその国別報告書の中にマルビナス諸島(英国名フォークランド諸島)を含めていることに対し、領土紛争があるとして異議申し立てを行い、ブラジルもこれを支持した。英国はこれに対し、これらの領土を自国の国別報告書に含めることで、自国の義務を遵守していると考えたと応じ、後日詳細な回答を提供すると述べた。

アルゼンチンはその後自国の立場を明らかにする短い文書(FCCC/SBI/2007/MISC.5)を提出した。5月18日の SBI 閉会プレナリーで、英国はアルゼンチンの異議申し立てを「断固として拒否する」と述べ、フォークランド諸島、サウスジョージア、サウスサンドイッチ諸島およびその周辺の海域に対する自国の主権には疑いがないと

し、この点でフォークランド諸島の人々の希望にも応えていると述べた。SBI はこの問題については何の結論書も採択しなかった。

**専門家グループの協力:**5月18日、Asadi 議長は SB 26 における SBSTA と SBI 議長、Yvo de Boer 事務局長、および条約の専門家グループ、すなわち CGE、技術移転に関する専門家グループ(EGTT)、LDC 専門家グループの議長たちとの会議について報告した。議長の Asadi はこの会議が情報の交換、そしてたとえば影響、脆弱性、適応に関するナイロビ作業プログラムに関するものなどでの協力および協調の促進を目的としたものであったと指摘した。同議長は現在これらのグループの間では協力に関する「グッドプラクティス」があると述べ、これが継続し、今後さらに発展することへの希望を表明した。

### 閉会プレナリー

5月18日金曜日午前中の閉会プレナリーで、UNFCCC 事務局長の Yvo de Boer は、SB 26 が適応基金や技術移転といった問題に関、COP と COP/MOP に有用なインプットを提供するものになったと述べた。同議長は、新しい結論書が資源に与える影響について、60 件の新しい事務局による活動要求があり、これには COP 13 および COP/MOP 3 の会合前の 20 件の活動が含まれることを指摘した。同議長は極めてダイナミックなプロセスに適應するだけの予算上の柔軟性が重要であることを強調し、事務局は 2008-2009 年の予算原案が減額されたことで「課題を抱えることになる」が、途上国や基幹の作業に影響をおよぼすことがないようにあらゆる努力を払うと付け加えた。

ナイジェリアはアフリカグループの立場で発言し、SB 26 での成果がバリでの議論の良き土台となるとの希望を表明し、適応基金とキャパシティビルディングでの進展を促し、アフリカが気候変動に最も脆弱な大陸であることを指摘した。

パキстанは G-77/中国の立場で発言し、ボンではバリに向けた建設的な礎が築かれたと信じて述べた。同代表は 2007 年が気候変動への対処において重要な一年となることを指摘し、条約と議定書だけが、この問題に対処する多国間構造であることを強調した。同代表は自主的な措置は評価されるが、附属書 I 締約国の 2013 年以降の目標に焦点が当たることは避けられないと指摘した。同代表は適応における進展が限定的であること、さらに対応措置で進展がなかったこと、LDC 問題への対処に切迫感がないことに対し、失望感を表明した。また事務局の作業量が増加しているにもかかわらず、予算原案が削減されたことにも失望感を表明した。

その後、締約国はこの会合の報告書(FCCC/SBI/2007/L.1)を採択した。SBI 議長の Asadi は閉会の辞の中で、SBI 26 については「十分満足している」と述べ、予想以上の成果があったことを示唆し、全般的に前向きな雰囲気があったことを強調した。同議長は今回の会議を「出席者それぞれが絶望する瞬間を経験する、いつもどおりのローラーコースター」であったとしたが、それでも交渉担当者にとっては、「だれもが何かを得るが、だれも全てを得るものではない」妥協的な表現を見つけるといふ「希望の光」が常にある会議だったと説明した。同議長はバリでは、適応基金や技術移転、キャパシティビルディング、森林減少、2013 年以降の体制についての進展





を含めて、確固とした決定書と確実な成果が見られることを希望した。同議長は、参加者が「バリでの構造材」を築き上げるよう提案し、関係者全員に感謝した上で、午後 12 時 3 分、この会合の閉会を宣言した。

### 科学的技術的助言に関する補助機関

SBSTA 議長の Kishan Kumarsingh(トリニダードトバゴ)は 5 月 7 日月曜日の朝、SBSTA 26 の開会を宣言し、参加者を歓迎した。UNFCCC 事務局長の Yvo de Boer は技術移転に関する進展を促し、森林減少からの排出量の規模の大きさを強調した。SBSTA 議長の Kumarsingh は暫定議題書(FCCC/SBSTA/2007/1)を提示、改定されることなく採択された。また参加者は作業構成について合意した。

### 適応に関するナイロビ作業プログラム

締約国は SBSTA 25 で影響、脆弱性、適応に関するナイロビ作業プログラムの実施について合意したが、その実施の進展状況に関する事務局の口頭報告に留意するよう求められた。事務局は今後開催予定の二つのワークショップに注目した:一つはカイロでの気候関連のリスクと極端な現象に関するもの、もう一つはローマでの適応計画および実施に関するもの (FCCC/SBSTA/2007/MISC.4 および Add.1; FCCC/SBSTA/2007/MISC.5)である。IPCC は気候と影響評価のシナリオに関するタスクグループの作業について報告した。クック諸島とツバルは SIDS の適応に関する IPCC の報告書をたたえた。

SBSTA 議長の Kumarsingh は結論書草案を作成、SBSTA は 5 月 18 日金曜日、これらの結論書草案を改定することなく採択した。

**SBSTA 結論書:**SBSTA はその結論書(FCCC/SBSTA/2007/L.6)の中で、ナイロビ作業プログラムの実施に向けた進展に関する事務局の報告書に留意する、これにはワークショップの企画、関連する組織の参加、情報の普及を含める。SBSTA は生物多様性条約、UNEP、世界気象機関、世界銀行、IPCC、分析・研究・訓練のための世界変化システムからの反応を歓迎し、他の組織に対し、この作業プログラムでの活動を支援する目的でそれぞれ活動し、これらの活動の成果を分かち合うよう求める。

### 技術移転

技術移転に関する議題項目は 5 月 7 日月曜日の SBSTA 26 で最初に取り上げられた。SBSTA 議長の Kumarsingh は東京と北京で最近開催されたセッション間会合に注目するよう求め、これらの会合では締約国がこの問題についての理解の共有を計ったとし、さらに事務局からは国際的な技術協力に関するシニアレベルでのラウンドテーブルの議論の概要(FCCC/SBSTA/2007/2)が提出され、TT: CLEAR と各国の技術情報センターとの間のパイロットプロジェクトに関する報告書(FCCC/SBSTA/2007/INF.1)が提出された。その後この問題は Clifford Mahlung (ジャマイカ)と島田久仁彦 (日本)が共同議長を務めるコンタクトグループに委ねられ、その中で締約国は SBSTA 結論書草案および COP 12 から委託された一連の COP 決定書草案について

議論したほか、EGTT に続く構成組織のための一連の行動と委託条件を示す二つの附属書についても議論した。

以前の SBSTA 25 での交渉で合意にいたらなかった点についての議論が行われた。以前の交渉における主な意見の対立点の一部の先進国が提案するとおり、EGTT の権限を強化し継続するかどうか、それとも途上国が主張するとおり新しい組織を結成するかどうかであり、この議論は SBSTA 26 でも再燃した。SBSTA 25 で合意がなかったことから EGTT の権限は一年間延長され、さらなる交渉を可能にした。

コンタクトグループでは、COP 12 から委託された決定書パッケージの検討において、序文の段落および 2,3 の本文段落で進展があった。しかし SBSTA 26 の結論書では、ほとんどの文章が括弧書きのまま残された。新しい組織とするか、再構成の組織とするかについての意見対立は残されたままであるが、他の全ての問題について合意し、この最も対立の大きい問題はバりに回すとの希望から、この問題はほとんど脇に追いやられた。

構成組織の立場に関しては別な意見対立があり、ガーナは G-77/中国の立場で発言し、この組織を COP の管轄のものとし、SBSTA と SBI に報告書を提出するよう求めた。米国、日本、カナダはこれに反対し、SBSTA に報告することとし、一部の関連事項のみを SBI に送ることを希望した。

5月18日金曜日の SBSTA 閉会プレナリーでは SBSTA 結論書および括弧付きの決定書草案および附属書が採択され、COP 13 に送られた。ドイツは EU の立場で発言し、議論がまとまらなかったことへの失望感を表明したが、「途上国に対し、環境に優しい技術の開発、展開、普及、移転をモニタリングしその効果を評価するためには、効果的な組織構成、資金へのアクセス、適切な指標が重要であると認識する」ことでは、進展があったことを強調した。オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、途上国が主唱する技術移転に関する多国間基金の提案は、この問題に関する意見の一致を妨げるものであると述べた。同代表は、権限を強化した EGTT をあらためて立ち上げる必要があることに注目するよう強く求めた。

**SBSTA 結論書:** SBSTA は結論書(FCCC/SBSTA/2007/L.9)の中で、UNFCCC の刊行物である「技術移転プロジェクトの資金調達準備に関するガイドブック」を普及するための EGTT の作業計画に留意する。また SBSTA はプロジェクト提案を改善するための技術支援と資金源へのアクセス改善により、技術的なニーズ評価(TNAs)の実施が促進されると認識し、事務局に対し、TNAs 実施におけるグッドプラクティスに関するペーパーを作成し、バンコックで今後開催される予定のワークショップの成果について報告書を作成するよう要請する。

**COP 決定書草案:** SBSTA 結論書の附属書は括弧付きの COP 決定書草案であり、これには構成組織の委託条件と一連の行動(以前に合意された文章のもの)が含まれる。決定書本文の段落と委託条件に示された機能には異なる締約国が提案したオプションが含まれる。COP 決定書草案はバリの SBSTA 27 でさらに議論される。



### 途上国の森林減少による排出量の削減

本議題項目は5月7日(月)のSBSTA プレナリーで最初に取り上げられ、3つのコンタクトグループ他、多くの非公式会合で討議された(FCCC/SBSTA/2007/MISCs.2 and 3, and (FCCC/SBSTA/2007/3)。コンタクトグループでは Audun Rosland (ノルウェー)とHernán Carlino (アルゼンチン)が共同議長を務め、様々な草案グループ討議はGreg Picker (オーストラリア)、Thelma Krug (ブラジル)、Peter Graham (カナダ)が進行役を務めた。集中的な討議日程が組まれたにもかかわらず、多くの関連事項について締約国の合意には至らず、括弧書きのCOP決定書草案がSBSTA 結論書に付属書として添付された。

まず、SBSTAのKumarsingh議長が作成したCOP決定書草案をベースに討議を行い、その後、共同議長の修正草案について1行ずつの討議を行った。

EUは、COP 13決定書について、共同便益や自主的な参加、パイロット段階などについて強調しながら、技術的な問題や方法論の問題の議論にあまり終始することなく、より野心的な内容とするよう求め、多くの締約国がこれに賛同した。米国と日本は、現在実施中の取組みについて強調した。日本をはじめとする締約国が資金の動員を締約国に募るパラグラフの中で附属書IIの締約国を具体的に示すことに懸念を示した。しかし、多くの途上国が安定的で予測できる資金源が必要だと強調し、先進国からの資金的な約束に関してUNFCCC 4.3条、4.4条、4.7条に注目するよう強調した。アフリカの多くの国々が森林劣化についての記載を盛り込むよう求め、パプアニューギニア、インドなどが森林の安定化と保全を強調したが、ブラジルなどが反対を唱えた。

いくつかのパラグラフで進展が見られ、例えば、“activities”(活動)ではなく“efforts”(努力)という用語を使い(もっと狭義であるとか、規定的だと印象を持つ参加者もあったが)、森林劣化の問題に対処する必要があると言及することで譲歩することとなった。しかし、各国の排出参照水準や各国の状況にふさわしい森林減少の要因の対応策としてのパイロット活動に対する言及については締約国の合意が得られなかった。森林の安定化と保全を含めるかどうかという問題も重大な意見の相違が残った。木曜夜までの段階では、ほとんどのCOP決定書草案には括弧が残され、合意が得られたのはSBSTA 27でも検討を続ける必要があるという点だけであった。

SBSTA 結論書については、“途上国の森林減少による排出量の削減に関するUNFCCCの下での諸問題: 行動を活性化するためのアプローチ”について各国の見解を提出するよう求めるパラグラフを入れることが提案された。インドはUNFCCCと記載することに反対したが、意見の提出が本プロセスの“更なるステップ”に対処するものであると明記する文章を入れて同パラグラフは提案どおりの形で合意された。

**SBSTA 結論書:** 結論書 (FCCC/SBSTA/2007/L.10)で、SBSTAは以下を行う。ケアンズとローマで開催された2回のワークショップに留意; 付属された草案文をベースにSBSTA 27で作業を継続することで合意; 2007年8月15日



を期限として途上国の森林減少による排出量の削減に関するUNFCCCの下での更なるステップに関する諸問題について締約国の意見を募集; 提出された意見書はSBSTA 27で検討することとする。

**COP決定書草案:** 結論書に付属されたCOP決定書草案では、多くのパラグラフに括弧書きが残された。合意されたものの中で、COPは、特に、森林減少による排出量について懸念を表明し、森林劣化についても対処する必要があることを認識し、すでに実施されている努力やその効果を高める必要があることを認識し、それによって共同便益を推進し、他の国際条約や協定などの目標や目的を補足するものであると認識している。したがって、COPは締約国が現在行っている努力を強化し、キャパシティビルディングや技術援助を支援し、直近の報告ガイドラインを報告の基礎として活用することを奨励している。

括弧書きが残されたパラグラフは、パイロットプロジェクト活動の実施や資金の動員、更なる方法論的作業の実施について関連機関や利害関係者による参加または支援を仰ぎつつ、とりわけ今後のセッションでの幅広い政策アプローチと積極的なインセンティブを取り上げることで決意すると言及した文章などがある。

### 研究と系統的観測

研究と系統的観測に関する議題項目が初めて取り上げられたのは5月7日(月)のSBSTA プレナリー開会(FCCC/SBSTA/2007/MISCs. 6、7、8、15)のときだった。本件はSergio CasTEllari(イタリア)と Ermira Fida(アルバニア)が共同議長を務めるコンタクトグループでの討議に付すということで合意された。コンタクトグループと非公式協議により、結論書草案の合意に至り、SBSTAが締約国間のダイアログをより効果的にするための方策や決定書9/CP.11(条約に関する研究ニーズ)の文脈の中での地域的・国際的な気候変動計画に重点が置かれた。一方、協議中に意見が分かれたのは、例えば、研究における格差の所在を特定するための対話の役割に関する文章だった。

5月18日(金)に、Fida共同議長は、同コンタクトグループが締約国間の対話と気候変動研究計画の継続で合意したことをSBSTAプレナリーに報告し、提案どおりの形で結論書が採択された。

**SBSTA 結論書:** 結論書(FCCC/SBSTA/2007/L.4)で、SBSTAは締約国間の対話および地域的・国際的な気候変動研究計画と組織の発展と継続について合意している。また、SBSTAの役割は進展を促すべきものであり、規範的なものとするべきではないということで合意している。さらに、途上国における研究面の格差やキャパシティの制約などを特定するために対話が重要であるということに留意し、こうした格差の問題を解決するために可能な機会について検討している。さらに、関連研究計画には様々な研究活動における進展をSBSTAに定期的に報告するよう募り、事務局にはSBSTA 28の非公式協議の中でこうしたグループを招聘し、これらの問題を検討するよう求めている。

### UNFCCCの下での方法論の問題



**国別温室効果ガスインベントリのための2006年IPCCガイドライン:** 5月7日(月)に行われたSBSTA開会プレナリーで、Kumarsingh議長は、2006年IPCCガイドラインの情報の多さから締約国が更なる協議が必要であるとして本件の議論がSBSTA 24から付託されていたことを指摘した。EUは、2006年IPCCガイドラインを自主的に採択する案を支持し、韓国も非附属書I国のキャパシティビルディングの必要性について言及しつつ、これを支持した。IPCCはインベントリ用のソフトウェア開発の進捗状況について報告した。

その後、これらの問題はRiitta Pipatti (フィンランド)とNagmeldin Goutbi Elhassan (スーダン)が共同議長を務めるコンタクトグループと非公式協議で取り上げられた。伐採木材製品に関する問題については非公式協議が行われ、満場一致で、本議題項目の下で伐採木材製品の報告問題を検討することとし、その他の懸案事項は土地利用・土地利用変化・林業(LULUCF)という広いテーマの中で議論することを決定した。

2006年ガイドラインについては、解決すべき具体的な方法論の問題について取り上げたパラグラフは最終文書に盛り込まれなかった。人為的な排出量の推計のために“管理地という概念”を代用することにより、自然の吸収源が総排出量を非対称とする可能性がある等といった意味合いを持つとして行ったブラジル提案が盛り込まれた。専門家グループ会合の計画について記載したパラグラフも削除された。

5月18日(金)、SBSTAで結論書草案が採択された。

**SBSTA 結論書:** 結論書 (FCCC/SBSTA/2007/L.5)で、SBSTAは温室効果ガスインベントリの継続的な改善の重要性と附属書I国向けのUNFCCC報告ガイドラインの改訂との関連で2006年IPCCガイドラインの検討継続の重要性を指摘している。SBSTAは2006年ガイドラインでの経験を情報として提出するよう締約国に募っている。また、SBSTAは、現行のUNFCCC報告ガイドラインの改訂に関する検討の中で議論すべき報告に関する問題があることを認識し、ガイドラインの活用を促進するためキャパシティビルディングが必要であると付記している。

伐採木材製品については、SBSTAは、本件に関する自主的な報告書の提出について想起し、本議題項目の下で報告方法について議論すると述べ、伐採木材製品に関するその他の問題はより幅広いLULUCFの議論の中で取り上げるべきであるとしている。

**温室効果ガスのデータインタフェース:** 5月7日(月)、事務局は温室効果ガスの排出データインタフェースについて今後可能な改善案についての締約国の見解を反映させた報告書(FCCC/SBSTA/2007/MISC.9, Add.1)を提出した。EUは、今後さらに各種情報を追加していけるようにインタフェースの実行を要請した。米国は、現行データベースの評価が終わるまでは新たなデータソースの追加はしない方がよいと主張した。Kumarsingh議長が非公式協議を行って作成した結論書草案は 5月18日(金)にそのまま採択された。

**SBSTA 結論書:** 結論書 (FCCC/SBSTA/2007/L.3)で、SBSTAは、UNFCCCのウェブサイト上の温室効果ガスインベントリ情報のアクセス改善と更新を引き続き行い、活動データのアクセス及びデータアクセスのためのインタフェース機能を提供するよう事務局にあらためて要請した。

**バンカー燃料:** 永年の争点となっている国際航空・海運で使用される燃料からの排出量の問題は、5月7日(月)のSBSTAプレナリーで紹介されたが、コンタクトグループを編成することにはいくつかの締約国から反対があった。SBSTAのKumarsingh議長が非公式協議を行ったが、何の合意形成にも至らなかった。本項目に関する結論書は何も採択されなかった。

### 京都議定書の下での方法論の問題

**HFC-23:** 5月7日(月)のプレナリーで本議題が取り上げられ、SBSTAのKumarsingh議長により非公式協議で討議された (FCCC/SBSTA/2007/MISC.1)。CDM(クリーン開発メカニズム)に基づき、HFC-23(ハイドロフルオロカーボン23)の破壊に対して排出削減量のクレジットを発行することがどのような影響を与えるかという問題で、こうしたクレジットの発行によりHCFC-22(ハイドロクロロフルオロカーボン 22)等のモントリオール議定書の規制対象とされているオゾン破壊物質の生産施設が新たに建設され、生産量が増加してしまうという逆のインセンティブとなることが懸念されるという問題に関して、CDM理事会に対して勧告を出すよう求められたCOP 10の要請を受けたものである。

COP/MOP 1では、CDMはこうしたガス類の生産増強につながるようなものであってはならないとし、新たなHCFC-22施設に適用すべき定義について合意がなされたが、本件の対応について締約国の見解は大きく分かれた。ブラジルやアルゼンチンなどはCDMの下で新規の施設におけるHFC-23破壊にクレジットを発行しない方が良いという意見だったが、中国などは賛成意見だった。しかし、これまでのところ、歪んだインセンティブの問題に対する現実的な解決策について合意ができていない。

この点に関して、SBSTA 26では、締約国にさらなる意見の提出(サブミッション)を求めるということを決定し、意見提出のタイムテーブルとスコープについて討議した。モントリオール議定書の技術・経済評価パネルによる作業を考慮に入れつつ、パリのCOP/MOP3以降の今後の会合で本件を取り上げる方が良いと考える国もあったが、中国をはじめとする国がSBSTA 27で取り上げるという案を支持した。結局、本件の討議はSBSTA 27に先送りするというところで妥協し、モントリオール議定書を含むがそれだけに限らず他の条約や国際機関についても言及するということが合意した。スコープに関しては、締約国はサブミッションが可能なアプローチを提案し、提案されたアプローチが問題と実現可能性の両方に対応するものかどうか詳述するよう求めた。

**SBSTA 結論書:** 結論書 (FCCC/SBSTA/2007/L.8)で、SBSTAは、決定書 8/CMP.1がCOP/MOP1によって新規HCFC-22施設でのHFC-23の破壊に対するCERs発行が、それがなければ発生しなかったようなHCFC-22やHFC-23の世界的な増産につながり、CDMがそうした増加を招くものであってはならないと認識したと記している。また、SBSTAは、現在、モントリオール議定書の技術・経済評価パネル評価パネルによって実施されている評価に限らず、各種条約や国際機関の情報や分析、成果について歓迎すると述べている。SBSTAは、締約国、承認済みオブザーバー、政府間機関に対して、2007年9月21日までに前回の会合で検討されたような可能なアプローチに関してサブミ



ッションを提出し、特に当該アプローチがこうしたガスの生産増につながるようなCDMを回避するためのアプローチとなっているかどうか、また当該アプローチが実際に実行可能かどうかという点を特に詳述するよう求めている。

SBSTAは本件をSBSTA 27でさらに検討し、可能ならばCOP/MOP3決定書草案を作成するという事で合意している。

**CDMに基づく小規模新規植林と森林減少:** 小規模新規植林/再植林 (A/R) CDM プロジェクト活動の上限値を今後変更した場合の影響(FCCC/SBSTA/2007/MISC.1)について、5月7日(月)のプレナリーで取り上げられ、その後、Thelma Krug (ブラジル) と赤堀聡之 (日本)が共同議長を務め、2つのコンタクトグループと非公式協議で討議された。本件についてはCOP/MOP2より、締約国と関連組織からのサブミッションが求められており、幅広い見解が示された。ブラジルは、COP 10で小規模A/Rに関する決定が出されたばかりであり、上限値の変更について議論するのは時期尚早であると主張した。オーストラリアは、EUなどととも、市場関連の問題はCDMとは無関係であると指摘した。ボリビア、チリ、マレーシアは、プロジェクトの規模だけが問題ではないだろうという点で合意したが、プロジェクト開発の難しい問題については十分な経験があり、上限値改正に値すると確信していると述べた。ボリビアは、第1約束期間にプロジェクトを対象とする機会の窓は閉じられようとしていると補足した。カナダは、COP 9での議論では1トンあたりの上限値設定による影響の算定が入っていなかったとし、CDM理事会が改訂作業を行うよう提案した。しかし、中国とインドは、上限値を上げることに反対を唱えた。日本もモダリティー簡素化問題への対処を支持したが、ツバル(AOSISの立場から)、ブラジル、EUは、小規模A/Rプロジェクト活動に関する決定はCOP 9で合意されたバランスの取れたパッケージ合意の一部であるとして、議論の再開に反対を唱えた。

共同議長は、上限値変更による影響について締約国から重点的にサブミッションを募って議論を進行することを提案した。締約国はこの提案を歓迎したが、本件をCOP/MOP3またはCOP/MOP4で取り上げるかどうかという点、また関連組織からもサブミッションを募集するかどうかという点で意見の相違が残った。非公式な草案に関する協議の後、承認を受けた政府間組織からもサブミッションを募り、特定のCOPで結論を下すと記載せず、SBSTA 27で本件を検討するという事で決着した。

**SBSTA 結論書:** 結論書 (FCCC/SBSTA/2007/L.2/Rev.1)で、SBSTAは以下を行うと記載された。

- ・ 政府間組織から小規模A/Rプロジェクト活動の上限値を今後変更した場合の影響について、締約国および承認を受けた政府間組織から寄せられたサブミッションに留意。
- ・ 特に、各国の経験に基づき、リーケージの推計を含む社会・経済・環境面の影響を考慮しつつ、更なる分析評価を行うことで合意。
- ・ SBSTA 27で検討するため、2007年9月21日までに、後者に関する見解を提出するよう締約国、政府間組織、非政府組織に要請。



## 緩和

SBSTA 26では、緩和の科学的・技術的・社会経済的側面に関する3つのインセッションワークショップが行われた。ワークショップはSBSTA 23が事務局にSBSTA 27までに調整するよう求めていた一連のワークショップの一部である。SBSTA 26期間中に開催されたワークショップは、都市計画・整備、エネルギー効率、発電の3分野がテーマとなった。各ワークショップは半日のスケジュールで、発表者を招き、締約国からのフィードバックや議論を募った。3つのワークショップに関するレポートは下記サイトからアクセス可能。<http://www.iisd.ca/vol12/enb12327e.html>,  
<http://www.iisd.ca/vol12/enb12330e.html>

5月18日(金)のSBSTA 26 閉会プレナリーでは、Kumarsingh議長が3つのワークショップをふりかえり、様々なプレゼンテーションは緩和が持続可能な開発に貢献するというものだったと強調し、異なる各国の状況下でも可能な緩和策について要点をまとめた。現在、世界の人口の約半分が都市に集中していると指摘し、都市計画や整備における緩和のポテンシャル、特に都市交通と建築部門の潜在可能性に注目した。また、地方自治体や民間部門の役割について強調し、エネルギー効率化の施策の役割は重大であると強調した。Kumarsingh議長は、国際協力の重要性についても強調し、新たなコスト効果の高い技術をさらに開発していく必要があると述べ、市場以外の障害を克服するための戦略を特定することが必要だと述べた。本件に関する結論書は何ら採択されなかった。

## 京都議定書 2.3条

京都議定書2.3条(政策措置の悪影響)に関する議題項目は、SBSTA 25から未決案件として繰り越されてきたが、これは京都議定書3.14条(悪影響と対応措置)に関するSBIの議題項目と重複していると主張する締約国との意見の不一致も見られた。SBSTA 26ではこれを5月8日のプレナリーで取り上げることとしたが、G-77/中国が正式な交渉とするよう求めた。日本、EUは、SBの他のところで取り上げられているとして議題項目の削除を求めた。一方、サウジアラビアは、2.3条と3.14条の違いを述べ、本件の“妨害”は他の特定の締約国の妨害という重大事を招くおそれがあると警告して反対を唱えた。本項目はKumarsingh議長の下で非公式協議が行われたが、5月18日(金)に議長より本件の決着には至らなかったと報告があった。結論書は何も採択されず、手続き規則に則り、次回のSBSTA会合の議題項目として含まれることになった。

## 国際機関との協力

5月7日(月)のSBSTA 開会プレナリーでは、UNFCCCのYvo de Boer事務局長がUNFCCCとの関連ある活動について一部説明を加えながら、UNFCCCとIPCC、姉妹条約やUN機関などとの連携が成功していると報告した。

その後、本件は以下の場で取り上げられた。まず、IPCCからの概要報告が行われたプレナリーのセッション、そして協力に関する幅広い問題を取り上げた非公式協議である。IPCCのAR4に関する3作業部会の報告書について5





月12日(土)に詳細な説明があった。IPCCからの説明に関するレポートは下記サイトから入手可能である。

<http://www.iisd.ca/vol12/enb12328e.html>

非公式協議はMarcela Main (チリ)とGreg Picker (オーストラリア)によって行われ、両進行役が作成したSBSTA 結論書草案は5月18日(金)のプレナリーで採択された。UNFCCC事務局からはHalldor Thorgeirssonが国連持続可能な開発委員会(CSD)第15会期について報告があり、潘基文・国連事務総長が「気候変動は最優先事項である」と発言しており、事務総長が新たに任命した気候変動特使3名がバリ会議での“ブレークスルー”を推進するための多国間の解決策を支援すると期待していることを報告した。

**SBSTA 結論書:** 結論書草案 (FCCC/SBSTA/2007/L.7)では、SBSTAは、SBSTA 26での食糧農業機関(FAO)、世界銀行、国連開発計画(UNDP)、生物多様性条約、国連砂漠化防止条約、国連環境計画(UNEP)からのメッセージに対する感謝を述べ、IPCCには詳細な説明に対して謝意を伝えた。また、締約国にはIPCCの3作業部会の報告書の中の情報を活用することを勧め、IPCCでは統合報告書(SYR)の発表が予定されていると述べた。

### 閉会プレナリー

5月18日(金)、SBSTA 26の閉会プレナリーが招集された。締約国は本会合の報告書(FCCC/SBSTA/2007/L.1)を修正なしで採択した。

SBSTAのKishan Kumarsingh議長が建設的な会合となったことについて出席者すべてに感謝の意を述べた。パキスタンは、G-77/中国の立場から、締約国が数多くの勧告文書をまとめ、COP 13・COP/MOP 3への基礎を築いたことに満足していると述べるとともに、UNFCCCと京都議定書が気候変動に対処するための唯一の多国間枠組であることの重要性を指摘した。また、共通だが差異のある責任の重要性について強調しながら、附属書I締約国は2013年以降も排出削減のための数値目標を約束すべきだと述べた。

Kumarsingh議長は、すべての関係者に対する感謝を伝えるとともに、今回、全員が望んだ結果にはならなかったとしても、2007年12月のバリ会議に向けてプロセスが前進したと述べた。午前11時16分、SBSTA議長が閉会宣言を行った。

### AWG(アドホックワーキンググループ)

京都議定書の下での附属書I締約国の更なる約束に関するアドホックワーキンググループ(AWG)第3回会合が5月14日(月)午前に関会した。AWGのLeon Charles 議長(グレナダ)は、従来の分裂を乗り越える必要があるとし、信頼と信用に満たされた雰囲気の中で作業しなければならないと述べた。また、AWGがタイムリーな作業完了に向けて順調に進展しているという明確なシグナルを求めた。

5月14日、15日のプレナリーでは、全体のステートメント発表が行われた。南アフリカは、G-77/中国の立場から、附属書I締約国の“大幅かつ野心的な”約束を求めた。AOSISとLDCsの代表、インド、インドネシアもそうした約束が

必要だと繰り返した。サウジアラビアは将来のいかなる協定も附属書I国の数値目標が途上国に及ぼす悪影響について配慮するものでなければならないと述べた。

EUは、IPCC第3作業部会が指摘した低コストの緩和ポテンシャルに注目し、“取組みのコストは何もしなかった場合にかかるコストと比べれば小さい”と述べた。スイスは、環境十全性グループの立場から、各国の状況に配慮した緩和の取組みを求めた。日本は、緩和ポテンシャルをセクター別に評価するための要素に関する共通理解と基準が必要であると強調した。アイスランドは、多くの締約国が長期数値目標を宣言していることに触れ、こうした国家の自主的な行動が将来枠組の土台となると賛辞を送った。米国、英国、EU、持続可能なエネルギーのためのオーストラリア企業協議会は、2013年以降の法的拘束力のある多国間枠組を支持し、パリ会議で新たな交渉ラウンドについて合意を形成し、2009年に枠組について合意できるようにするよう求めた。

開会プレナリーでは、AWGのCharles議長が暫定議題（FCCC/KP/AWG/2007/1）を紹介し、修正なしで採択された。作業構成についても合意が得られた。

### 緩和ポテンシャルと作業計画についての分析

AWG 3では、1) 緩和ポテンシャルの分析と附属書I国の排出削減目標の幅、2) AWG作業計画の見直しと作業方法と今後の会合日程、という2つの主要議題項目について重点的に議論が行われた。

緩和ポテンシャルは、ラウンドテーブルでの討議、コンタクトグループ、非公式協議など幾つかの場で討議された。まず、AWGラウンドテーブル討議が5月14日（月）午前と午後のプレナリー中に行われ、政策、措置、技術の緩和ポテンシャルについての話し合いがあった。午前のセッションでは概要説明とクロスカッティング・イシュー（横断的な問題）に集中し、午後には1) エネルギー効率、2) CO2以外の温室効果ガスと吸収源、3) セクター別アプローチの統合という3つのパートに分かれて行われた。これらの議論に関する詳細なレポートは次のサイトから入手可能である。

<http://www.iisd.ca/vol12/enb12329e.html>

16日（水）、17日（木）のAWG Charles議長が進行役を務めるコンタクトグループと非公式協議でも2つの主要議題の中の緩和ポテンシャルの分析とナイロビでのAWG 2で合意が得られた作業計画について重点的に検討された。

緩和ポテンシャルの分析については、ノルウェー、カナダ、日本などの附属書I締約国が附属書I国の緩和努力をグローバルな文脈の中で位置づけることが重要であると強調した。サウジアラビアが反対に遭いながら、“ビジョンの共有”が重要であるとも強調した。中国は、EUとノルウェーの自主的な数値目標設定を評価し、他の附属書I国も同じような数値目標を掲げるよう求めた。ツバルは、適応のための約束を取り上げることを提案したが、EUが適応のための融資は京都議定書9条の見直しという項目の下で検討すべきだと主張した。

コンタクトグループと非公式協議では、AWG 3からの緩和ポテンシャルの分析に対する主要なインプットを反映して、幾つかの箇条書き部分についての交渉が行われた。時間的制約を發動しながら、中国は、AWGラウンドテーブルの中で扱われた問題はAWGの交渉とすべきではないと主張し、サウジアラビアがこれを支持した。EUとノルウェー

一が反対意見を述べたが、中国は、特に、今後の数十年間の緩和努力は長期的な気温上昇と気候変動の影響をかなりの程度まで決定づけるものであると記した箇条書き部分を削除するよう提案した。南アフリカは、G-77/中国の立場から、附属書I締約国向けに“1990年比で25-40%の温室効果ガスの排出削減”という文言を追加するよう提案した。

緩和ポテンシャルの分析の継続について、ニュージーランドは、各国のポテンシャル分析のための共通基準づくりのため専門家の意見を募ることを提案し、日本がこれを支持した。カナダは、地域間およびセクター間の違いを強調し、ロシアが各国の状況に配慮する必要があると強調した。ツバルは、緩和ポテンシャルに関する分析作業の中で、何も対策を講じなかった場合のコストを含めるよう提案した。ニュージーランド、カナダは、数値目標を決定する上でEUの経験が役立つと指摘し、EUはこれに関するワークショップ開催を申し出た。

作業計画に関しては、南アフリカが、G-77/中国の立場から、AWGの作業の緊急性を強調し、“今やるべきこと”に専念するよう求めた。中国は、AWGの作業を導くタイムテーブルづくりを求めた。次回のAWGで検討すべき作業計画の項目と2つのサブミッションのタイミングについても議論が行われた。非公式協議では、AWG 4とAWG 5で検討する項目について合意し、AWGの作業完了に向けてバリ会議でタイムテーブルについて交渉すると決定した。

AWGは、5月17日(木)遅くに非公式協議で合意された結論書草案とともに、翌日の閉会プレナリーで最終文書を採択した。

**AWG 結論書:** 結論書 (FCCC/KP/WG/2007/L.2)で、AWGは以下を行う。

- ・ 更なる附属書I国の約束については、京都議定書の附属書Bの改正において、その焦点を定めるべきであることを再確認する。
- ・ UNFCCCの究極目標に定められた挑戦というビジョン共有によって作業が導かれるべきものであると想起する。
- ・ 寄せられた情報は、附属書I国の更なる排出削減に関する全体的な意欲のレベルを示す有効な要素であると考えらる。
- ・ IPCC AR4、特に第3作業部会の報告書にある情報の有用性に留意する。
- ・ AWG作業計画の実施を開始したことを示す。
- ・ AWG 3では、締約国、発表者、オブザーバーからの主要な情報を、8項目の箇条書き(排出量の幅、経済ポテンシャル、緩和政策と技術、障害、炭素価格のシグナル、共同便益、波及効果、柔軟性メカニズムと吸収源)として示す。
- ・ AWG 4でも、緩和ポテンシャルの分析を続けることで合意し、排出削減の可能な幅について取り上げる。
- ・ AWG 5では、緩和目標の達成に向けて可能な手段について分析することで合意する。
- ・ 2007年6月22日までに、サブミッションを提出する“立場にある”締約国から、政策、措置、技術に関する緩和ポテンシャルについての情報とデータは自由に使って意見を提出するよう募る。



- ・事務局がこうしたサブミッションや利用可能な情報をとりまとめたテクニカル・ペーパーを作成するよう要請する。
- ・締約国と認定オブザーバー組織は2008年2月15日までに附属書I国の緩和目標を実現するための方策に関する情報および見解を提出するよう募る。
- ・AWG作業計画をもって継続していくことで合意する。
- ・バリでのAWG 4で作業計画についての検討を続け、第1約束期間および第2約束期間のあいだに隙間が生じないように作業を導くためのタイムテーブルを作成するという合意する。

### 閉会プレナリー

5月18日(金)、AWG 3 閉会プレナリーが行われ、会合報告書(FCCC/KP/AWG/2007/L.1) が修正なしで採択された。

パキスタンは、G-77/中国の立場から、更なる附属書I国の約束を設定することがAWGの要であり、それはIPCC報告書のような健全な科学に基づくべきであり、緊急に野心的な目標を設定する必要があると主張した。また、2008年、遅くとも2009年には交渉を終結すべきであると提案した。ナイロビのAWG 2で合意を受けたAWG作業計画は十分明確なものとなっていなかったとし、AWG 3での合意が、AWG 4が事務局の統合報告書やサブミッションを元にして緩和ポテンシャルの分析を続け、附属書I国の可能な削減幅を特定する問題に対応し、AWG 5では約束を実現するための方策について分析するといった部分を明確にしたことで期待感を表明した。また、AWGの終了次期については明確になっていないと指摘した。

ドイツは、EUの立場から、AWG 3期間中の作業とIPCCからの情報が今後の進展の確固たる基礎をもたらしたとし、AWGの作業は地球規模の削減に関する2013年以降の包括協定に不可欠であると述べた。また、UNFCCCの対話の貢献と対話の中で特定されたアイデアを行動に移すことが重要であると述べた。

モルジブは、AOSISとLDCsの立場から、緊急な排出削減が必要であるとし、550 ppm 以下の濃度安定化シナリオが分析されるよう希望しており、バリでAWGの作業完了のためのタイムテーブルをつくれると期待していると述べた。

Charles議長は、AWG 3関係者すべてに感謝の意を伝え、ウィーンでのAWG 4での再会を期待すると述べ、午後3時47分に閉会を宣言した。

### UNFCCCの対話

“UNFCCCの実施強化により気候変動に対応するための長期協力活動に関する対話”の下での第3回ワークショップが2007年5月16日(水)、17日(木)に行われた。COP11、COP/MOP 1期間中の京都議定書の第1約束期間が終了する2012年以後に気候変動に対応するための長期枠組に関する交渉の結果、対話が行われることになった。決定書1/CP.11で、COP 11は“将来の交渉、約束、プロセス、枠組、UNFCCCの下でのマンデートを何ら予断することなく、気候変動に対応するための長期協力行動のための戦略的アプローチについて意見交換および分析を行う”

対話をすると決意した。対話はAWGの下、“京都議定書のトラック”に対し、長期的な問題を議論するための“UNFCCCのトラック”であると広く称された。

SB 26での対話は、Sanda de Wet (南アフリカ) とHoward Bamsey (オーストラリア)が進行役を務め、2つの主要テーマである技術のポテンシャルの全面的実現と適応の行動に関する対応について重点的に討議された。議論の中で、招聘された専門家からの詳しいプレゼンテーションがあり、締約国とオブザーバーからの質疑応答や意見が続いた。

ワークショップは2007年8月にウィーンで予定される第4回ワークショップに関する実質的かつ組織的な問題に関する短い議論で終わった。そのなかで、Bamsey共同進行役は第4回ワークショップがCOPのマンデートを受けた最後のワークショップとなると説明し、バリのCOP 13までに対話に関する報告書を検討用に作成すると述べた。いくつかの締約国が本プロセスについてコメントした。ブラジルは、前向きな意見交換があったと振り返りながら、実効性ある交渉と切り離されている議論が成功するはずはないと付け加えた。南アフリカは、政策レベルの議論や交渉につながるような新たな議題項目を含め、COP 13期間中の“前進”のために可能なオプションがあると指摘した。また、対話の継続、プラットフォームの創設、COP 議題の再編成と統合などのオプションについて言及した。本ワークショップと議論に関する詳細なレポートは下記サイトから入手可能である。 <http://www.iisd.ca/vol12/enb12331e.html> 及び <http://www.iisd.ca/vol12/enb12332e.html>

## その他のUNFCCCのイベント

### ロシア提案に関するワークショップ

2005年12月にモントリオールで行われたCOP/MOP 1で、附属書I国の将来約束にかんする京都議定書3.9項に関する議論の中で、ロシアからはじめて自主的な約束に関して提案があった。モントリオールでの議定書3.9項の議論はAWGの設置につながり、AWGに自主的な約束を承認する適切な手続きを整えるという使命を担わせるべきであるとロシアが提案した。COP/MOP 1で、締約国はCOP/MOP議長に本件への対応やCOP/MOP 2への報告に関する協議を執り行うよう要請した。COP/MOP 2では議題項目をどうするかという点で長時間に及ぶ議論が展開したが、ロシア提案については実質的な議論が行われず、締約国はSB 26で非公式なワークショップを開き、ロシア提案の範囲や影響を明確にすべく検討したいと議長に要請した。また、議長には本ワークショップの議事次第とそこで提起された主要点に関する報告書を議長の責務として作成するよう要請があった (FCCC/KP/CMP/2006/10、パラグラフ 98-102)。

5月11日(金)、参加できなかったCOP/MOP 2の Kivutha Kibwana議長に代わり、Michael Zammit Cutajar (マルタ)によってワークショップが行われた。同ワークショップでは、ロシア提案に関する入念な文章化作業があり、いわゆる



“京都トラック”と“条約トラック”と呼ばれる2つのアプローチが紹介された。“京都トラック”は締約国が附属書Iと附属書Bに参加できるようにするための簡素化手続きに関するもので、“条約トラック”はUNFCCCの下で認識された途上国の自主的な国別の数値目標の約束の支援に関するものであった。多くの締約国が参加した議論では、“京都トラック”について前向きな見解を表明する声が多かった。数々の途上国が“条約トラック”の提案に対する懸念もしくは反対意見を表明する一方で、多くの先進国が同提案を議論する機会を歓迎する意見を述べた。本ワークショップに関する詳しいレポートは次のサイトで入手可能である。<http://www.iisd.ca/vol12/enb123127.html>

## UNFCCC第26回補助機関会合(SB26)の分析

第26回補助機関会合(SB26)のサイドイベントとして環境NGOが主催したコンテストで、“My Favorite Waste of Time”(私の大好きな時間の無駄)というフレーズが同会合を最も的確に捉えた表現であると提案があった。まったくのところ、IPCC、メディア、その他一般から気候変動に対して緊急に行動を起こす必要があると非常に明確なメッセージが寄せられていたのに対し、CDMの収益の一部を(まだ稼働さえしていない)適応基金に充てるための方策や、技術移転のための構成組織(存在もしていない)への委託条件などについて、何故、2週間もの日程を組んで議論しているのかと参加者が自問自答してしまうのも不思議ではない。また、気候変動への対応や2013年以降の実効性ある合意形成のために明らかに必要である交渉に時間を割かず、どうして多くのワークショップを開催しているのかという疑問の声も聞かれた。

実際、年季の入った交渉官らはボンでの“狂気の裏にある秩序”を感じ取っていたようだ。この分析が示すように、SB 26は、まず定番化している問題の多くを議論のテーブルから片付け、その次に議論の“のりしろ”部分をつくり、12月にバリに於いて開催するCOP 13・COP/MOP 3という決定的に重要な会合に向けて2013年以降の交渉の焦点を明確にするというプロセスづくりに貢献した。この分析では、UNFCCC全体の交渉プロセスの中で本会合がどのような役割を果たしたのかを考察し、2013年以降の交渉にSB 26がどのように貢献したかの評価を加え、最後にバリへの展望を俯瞰して結びとする。

### UNFCCCプロセスの中でのSB 26

特に、京都議定書の第1約束期間が終了する2013年以降の国際的な気候政策において顕著な前進を果たさなければならないというプレッシャーは明らかに高まっている。IPCCの3作業部会から最近発表された報告書は、気候変動の影響を圧倒的な迫力で予見させ、特に政策決定者に対しては、低コストで実行できる緩和の機会や必要な技術の可用性を指摘し、人為的な気候変動に関するすべての論議にきっぱりと終止符を打ったという見方が大半だ。IPCCの知見に対しては、そうした明確な将来像とともに真剣な政策面の対応が必要であり、2013年以降の枠組についても、もっと野心的な交渉の開始が望まれるところだ。



しかし、UNFCCCプロセスのサポーターが指摘するのは、ボン会合は決してそうした交渉の突破口づくりをめざしたのではないということだ。むしろ政治的な決定が実際に行われるようなハイレベル協議のための地ならしをする役目があったということだ。ベテラン交渉官数名の話では、この点については、ボン会合はむしろ成功だったといえるらしい。IPCCの第4次評価報告書の概要報告は、参加者が最新の科学を消化し、より良く理解する機会となった。ボンでの多くのワークショップも対話のための余白づくりに役立つとともに、2013年以降の枠組の“ビジョン共有”に昇華していくと期待されるアイデアの重要な実験場としての機能を担った。締約国と産業界の双方からのプレゼンテーションにより、将来について真剣に考えられるようになっていくことが明らかになった。なかでも、適応に関する南アフリカとインドのプレゼンテーションや、2020年までの新たな気候戦略と排出削減数値目標に関するEUの発表、国際エネルギー機関(IEA)、日本、中国のエネルギーに関する発表などが興味深い内容であった。

ボン会合の成果は、2013年以降の交渉に、新たな協定の構成要素として、あるいは交渉の取引材料として、役立つ可能性がある。適応基金の稼働に向けて前進はあったが、組織的な取り決めに関する疑問点は意図的にバリに持ち越しとなり、他の議論の妨害または前進のために利用される可能性が生じている。これは地球全体の排出量の分担という重要事項に関する途上国がどれだけ取り組むかという問題に直接絡んでくる問題であるためだ。同じく、ボンからバリへ先送りされた課題として技術移転の問題があるが、これも交渉の切り札になるかもしれないと考える参加者もあるようだ。

### **2013年以降の枠組に向けた下準備**

ボンの議題の大部分を占めたのは、2013年以降の枠組問題であった。AWGとUNFCCCの対話に加えて、自主的な約束に関するロシア提案について初めて実質的な議論が行われた。これに関するワークショップは、提案の背後にあるものを明らかにし、議論を醸す幾つかの問題点—途上国のコミットメント(Commitment)、あるいはCutajar議長言葉を借りれば“禁句となっていたCワード”—を解禁したという点で興味深いものだった。しかし、「クローゼットの中に隠されていた白骨死体を白日の下にさらす」事態となっても、AWG、対話のどちらにも、2013年以降の公式な議論に対して目立ったインパクトはなく、双方とも概ね建設的で予想通りの議論展開であった。一見すると取り立てて何もなかった交渉に見えたが、ナイロビからうまく始められた、2013年以降の枠組交渉を成功裏に収めるために必要な、信頼醸成の演習が続けられたのだと一部の専門家は指摘していた。

面白いのは、2013年以降の問題に関するボンでの意見交換から共通のテーマとメッセージが浮かび上がったと感じる出席者が始まったということだ。どういった主要国グループ出身であれ、どういった企業や産業、あるいは主流NGO団体から参加しているのであれ、将来枠組の下での炭素市場の重要性については、意見が収束してきたといえる。UNFCCCの対話のワークショップでも、特にセクター別アプローチなどいくつかの分野で意見がまとまりそうだという分野が示された。中国やブラジルなどの途上国が自国の一部のセクターで“必ず勝てる”数値目標というものについて前向きに検討しようと考えているかもしれないと予想する参加者もあった。その他の対話の特色として、



多くの参加者が適応についてもっと真剣に取り組むためには「会場にいる“象”について交渉を始める」必要があると認識したようだ。

対話や他の場所で、途上国が将来枠組に参加する可能性があるという前向きな兆しもみとめられた。バリ会議後に何らかのより強力なプロセスの中で対話を継続させることに門戸を開くというブラジルと南アフリカからのメッセージは、明らかにポンの成果として特筆すべき事柄のひとつである。2009年までに、2013年以降のより包括的な枠組協定を正式にまとめるということを実行する新たな交渉マンデートにしようとするEUや市民社会のコーラスに多くの企業・産業グループも加わったように見えた。たとえば、米国、英国、EU、オーストラリア持続可能なエネルギーのための企業評議会が、最も進歩的な介入を行った。

誰も簡単なことだと予想はしていないものの、ほとんどの参加者に一番大きなクエスチョンマークが残されたのは米国の存在だった。世論には重大な変化が起こっており、国や州レベルの法案が増えている一方で、UNFCCCの気候変動枠組に対する連邦政府の姿勢には変化が見られない。したがって、米国にも受け入れられる妥協案を見つけることが重要な課題のひとつとなっている。究極的には、2008年の選挙が終わるまで重要な決定を先延ばしすることが必要だといわれているのはそのためである。

### **バリにどんな展望を描けるか?**

SB 26では、会合の成否についての話はすべてバリに振り向けられた。COP 13及びCOP/MOP 3がこのプロセスにとっての決定的な瞬間となるのは明らかだろう。その理由は2つ。第1に、UNFCCCの対話- 内容と参加という両方の点から幅広い、2013年以降に関する唯一のトラックがCOP 13をもって終了するという。バリで明示的な合意がなされなければ、このトラックの継続はなからう。第2に、2013年以降の協定を支持する多くがIPCC第4次評価報告書をめぐるマスコミの熱狂ぶりによって生まれた温暖化防止への機運をつかまえておかなければならないと主張している。また、政府閣僚や交渉官は今なお気候変動に対する行動を起こさなければならないというかなりのプレッシャーに直面しているのだ。この機を逃すと、一般市民が今、気候変動についてもっている関心度は次第に下がり、強力な政治的対応をもとめるチャンスが失われてしまうのである。

締約国はそれぞれ、バリでIPCC評価報告書への政治的対応をひねり出せず、UNFCCCの対話のフォローアップに合意にこじつけられなければ何が危険となるかという問題を斟酌しなければならない。恐ろしいのは、UNFCCCプロセスの重要度が落ちて、アジア太平洋パートナーシップなどのイニシアティブに注目の対象が移り、欧州排出量取引制度(EU-ETS)と例えばカリフォルニアなどの地域の制度との連携計画といったことに焦点が移っていくことである。しかし、こうしたアプローチはどう見ても多国間協定より分断化されているものである。また、途上国にとって特に重要なメカニズムの問題、適応、キャパシティビルディング、技術移転などは、UNFCCCのプロセスの外では対応しにくくなるのは明白であろう。





そのため、すでにバリへの道には、成功を収める道筋を開くはずだと多くが期待を寄せるイベントが目白押し。6月にはスウェーデンがバリの準備会合として“白夜の対話”を開催。ドイツのG8首脳会議では気候変動が議題となっている。8月にはウィーンでAWGとUNFCCC対話が開かれ、国連の潘基文事務総長は9月の国連総会の合間に気候変動に関するハイレベル会合を計画中で、10月にはバリ閣僚級会合のプレ会合が行われる。

バリを控えてイベントが盛り沢山となっていることから、ボンでのSB 26は今後数年のなかで目立った存在と見なされることはないだろう。しかしながら、ボンは目の前にある仕事を成し遂げたといえよう。勢いを一応維持して、疑問やアイデアを出すための場を提供し、この先待ち受けていることに専念し、バリで重要な問題を扱う時間をつくるために定番化している問題やテクニカルな問題を片付けた。“My Favorite Waste of Time”（私の大好きな時間の無駄）がボンのテーマ曲にぴったりだと言われても、5月18日（金）のSBSTA閉会プレナリー会場を後にした参加者に聴いてきたのはボブ・マーリーの“Don't worry, about a thing... every little thing, is gonna be alright”のフレーズだった……。ということはないにしても、ボンは確かに時間の無駄ではなかった。

## 今後の会議日程

**スウェーデン “真夜中の太陽”気候変動の対話:** スウェーデン主催の閣僚会合が2007年6月11-14日にスウェーデン、リクスグレンセンに於いて予定されている。

連絡先: Swedish Ministry for the Environment(スウェーデン環境省); TEL: +46-8-405-1000; FAX: +46-8-723-1160; E-mail: [caroline.dickson@environment.ministry.se](mailto:caroline.dickson@environment.ministry.se); URL: <http://www.sweden.gov.se/sb/d/2066>

**ナイロビ作業計画の下での気候変動に関連するリスクと異常気象のワークショップ:** UNFCCC事務局が主催し、2007年6月18-20日、エジプト、カイロに於いて行われる。連絡先: UNFCCC事務局; TEL: +49-228-815-1000; FAX: +49-228-815-1999; E-mail: [secretariat@unfccc.int](mailto:secretariat@unfccc.int); URL: <http://www.unfccc.int>

**IPCC-TGICA地域会合:** 主催は、IPCCの影響と気候分析のためのデータとシナリオ支援に関する特別作業部会(TGICA)、分析・研究・訓練のための地球変動システム、University of South Pacific内環境と持続可能な開発に関する太平洋センターで、フィジー、ナディに於いて2007年6月20-22日開催される。気候変動の影響、適応、脆弱性および緩和に関連する課題に取り組むための革新的な研究アプローチを検討する。連絡先: IPCC事務局; TEL: +41-22-730-8208; FAX: +41-22-730-8025; E-mail: [ipcc-wg1@al.noaa.gov](mailto:ipcc-wg1@al.noaa.gov); URL: <http://ipcc-wg1.ucar.edu/meeting/TGICA-Regional/>

**技術ニーズ評価実施に関するベストプラクティス・ワークショップ:** UNFCCC事務局の主催で、2007年6月27-29日、タイ、バンコクに於いて開催される。連絡先: UNFCCC事務局; TEL: +49-228-815-1000; FAX: +49-228-815-1999; E-mail: [secretariat@unfccc.int](mailto:secretariat@unfccc.int); URL: <http://www.unfccc.int>



**UNFCCC対話・京都議定書AWG 4:** “UNFCCCの実施強化により気候変動に対応するための長期協力活動に関する対話”の下での第4回ワークショップ及び京都議定書の下での附属書1締約国の更なる約束に関するアドホックワーキンググループ第4回会合が、オーストリア、ウィーンに於いて、2007年8月27-31日に開催される。連絡先: UNFCCC事務局; TEL: +49-228-815-1000; FAX: +49-228-815-1999; email: [secretariat@unfccc.int](mailto:secretariat@unfccc.int); URL: <http://www.unfccc.int>

**モントリオール議定書(MOP)第19回締約国会議:** MOP-19は、カナダ、モントリオールに於いて、2007年9月17-21日に開催される。モントリオール議定書20周年記念となる。これに先行して、第39回実施委員会が9月12-14日に開催される。連絡先: Ozone secretariat; TEL: +254-20-762-3850/51; FAX: +254-20-762-4691/92/93; E-mail: [ozoneinfo@unep.org](mailto:ozoneinfo@unep.org); URL: <http://ozone.unep.org/>

**国連 気候変動に関するハイレベル閣僚会合:** 2007年9月の国連総会の期間中にハイレベル閣僚会合の開催が予定されている。ニューヨーク国連本部に於いて9月24日を暫定的に会合日として予定している。連絡先: Office of the President of the UN General Assembly; TEL: +1-212-963-7555、 FAX: +1-212-963-3301; URL: <http://www.un.org/ga/61/>

**UNFCCC SIDsのニーズに関するワークショップ:** UNFCCC事務局がセントルシアに於いて主催するSIDs地域のワークショップは、小島嶼後発途上国のニーズに関する問題を取り上げる。日程は未定。連絡先: UNFCCC事務局; TEL: +49-228-815-1000; FAX: +49-228-815-1999; E-mail: [secretariat@unfccc.int](mailto:secretariat@unfccc.int); URL: <http://www.unfccc.int>

**UNFCCCキャパシティビルディングに関するワークショップ:** SBI 26の要請を受けて、UNFCCC事務局が主催し、モニタリングや評価、ベストプラクティス、経験などに焦点をあてる。日時、開催場所は未定だが、2007年12月のSBI 27より前に予定されている。連絡先: UNFCCC 事務局; TEL: +49-228-815-1000; FAX: +49-228-815-1999; E-mail: [secretariat@unfccc.int](mailto:secretariat@unfccc.int); URL: <http://www.unfccc.int>

**航空・海運からの排出に関する技術ワークショップ会合:** ノルウェー主催、欧州環境庁 (EEA)後援により、2007年10月4-5日にノルウェー、オスロに於いて開催予定。連絡先: the European Environment Agency; TEL: +45-33-36-7100; FAX: +45-33-36-7199; E-mail: [Bitten.Eriksen@eea.europa.eu](mailto:Bitten.Eriksen@eea.europa.eu); URL: <http://www.eionet.europa.eu/training/bunkerfuelemissions>

**将来の気候変動の研究と観測に関するワークショップ:** 全球気候観測システム (GCOS) と世界気候研究計画がオーストラリア、シドニーに於いて、2007年10月4-6日に開催する。連絡先: World Climate Research Programme; TEL: +41-22-730-8111; FAX: +41-22-730-8036; E-mail: [wcrp@wmo.int](mailto:wcrp@wmo.int); URL: [http://wcrp.wmo.int/Meeting\\_WCRP\\_upcoming.html](http://wcrp.wmo.int/Meeting_WCRP_upcoming.html)



**IPCC第27回総会:** IPCC-27は2007年11月12-16日、スペイン、バレンシアに於いて開催される。IPCC第4次評価報告書の採択が焦点となる。連絡先: IPCC 事務局 Rudie Bourgeois; TEL: +41-22-730-8208; FAX: +41-22-730-8025; E-mail: IPCC-Sec@wmo.int; URL: <http://www.ipcc.ch/>

**気候変動枠組条約第13回締約国会議(COP13)及び京都議定書第3回締約国会合(COP 13-COP/MOP 3):**  
UNFCCCの第13回締約国会議(COP 13)と京都議定書の第3回締約国会合(COP/MOP 3)は、2007年12月3-14日にインドネシア、バリで開催される。また、第27回UNFCCC補助機関会合(SB 27)および京都議定書の下での附属書I国の更なる約束に関するアドホックワーキンググループ(AWG 4)が同時開催される。連絡先: UNFCCC事務局; TEL: +49-228-815-1000; FAX: +49-228-815-1999; E-mail: [secretariat@unfccc.int](mailto:secretariat@unfccc.int); URL: <http://www.unfccc.int>

## 用語集

AOSIS	小島嶼国連合
A/R	新規植林／再植林
AR4	IPCC第4次評価報告書
AWG	京都議定書の下での附属書I締約国の更なる約束に関するアドホックワーキンググループ
CDM	クリーン開発メカニズム
CER	認証排出削減量(Certified Emission Reductions)
CGE	非附属書I国の国別報告書に関する専門家協議グループ
COP	国連気候変動枠組条約締約国会議
COP/MOP	京都議定書締約国会合
EGTT	技術移転に関する専門家グループ
GEF	地球環境ファシリティ
HCFC-22	ハイドロクロロフルオロカーボン-22
HFC-23	ハイドロフルオロカーボン-23
IPCC	気候変動に関する政府間パネル
ITL	国際取引ログ
LDC	後発開発途上国
LULUCF	土地利用、土地利用変化、林業
NAPA	国別適応行動計画
SB	UNFCCC補助機関
SBI	実施のための補助機関



SBSTA	科学的・技術的助言のための補助機関
SIDS	小島嶼後発途上国
UNFCCC	国連気候変動枠組条約(条約)

ENB SUMMARY AND ANALYSIS(英語版): UNFCCC SB 26 に関する要約と分析をまとめたレポート、*Earth Negotiations Bulletin* summary and analysisは下記ウェブサイトからダウンロード可能。

<http://www.iisd.ca/climate/sb26/>

NEDO からの委託により GISPRI 仮訳